

## 平成 28 年度消費者庁政策評価書

政策名： 消費者政策の推進

施策名：

	(担当課)	(ページ数)
(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	1
(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	7
(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育・地方協力課	15
(4) 地方消費者行政の推進	消費者教育・地方協力課	21
(5) 物価対策の推進	消費者調査課	30
(6) 消費者政策の推進に関する調査・分析	消費者調査課	33
(7) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	36
(8) 消費者取引対策の推進	取引対策課	43
(9) 消費者表示対策の推進	表示対策課	46
(10) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	51

# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-①)

施策名	消費者政策の企画・立案・推進及び調整					
施策の概要	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5か年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。消費者の立場に立った政策を推進する。					
達成すべき目標	「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うことにより、刻々と変わる消費者を取り巻く環境に柔軟に対応するように毎年度「消費者基本計画」に反映させつつ、消費者庁が司令塔としての機能を十分に発揮し、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図ることにより、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	170	136	134	131
		補正予算(b)	-1	-1	-0	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	169	135	134	
執行額(百万円)		155	98	112		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定)施策番号 1(4)⑥、2(2)⑤、3(1)③、3(1)⑤、3(1)⑥、3(2)⑬、3(2)⑰、3(3)④、4(1)④、4(2)⑭、5(1)⑨、5(3)③、5(3)⑤、5(3)⑥、6(1)②、6(1)⑥、6(1)⑧、6(2)⑥ ○消費者基本法(昭和43年法律第78号)					

測定指標	1 意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度	施策の進捗状況(実績)			目標	達成  ○
					平成28年度	
		関係府省庁と連携して開催した意見交換会計14回のアンケート結果からみる参加者の理解度(「内容について理解することができましたか」の問いに「理解できた」、「ほぼできた」と回答した人の割合)は平均約83.7%であった。			食品の安全性に関し、時宜に合ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを推進する。 特に、食品中の放射性物質に関しては、具体的には、関係府省庁や地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会に加え、大消費地での親子参加型イベントに出展する等、新たな取組も行う。 関係府省庁等、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供等を継続して実施し、風評被害の払拭を図る。	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		77.3%	85.4%	95.1%		
平成26年度	平成27年度	平成28年度				
88.1%	86.7%	83.7%				

測定指標	2 美容医療サービスに関する消費生活相談件数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	○
		地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談(消費生活相談を含む。)及び指導の件数、内容等を把握し、ガイドライン等の効果の検証を実施した。			消費生活相談の内容等を把握及び分析するとともに、注意喚起を実施する。	
			1,876件	2,157件		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		2,624件	2,090件	2,049件		
	3 美容医療サービスに関する注意喚起の回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費生活相談の内容等を踏まえ、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知するための注意喚起を実施した。			達成	○
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
				3件		
	4 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の執行状況の調査対象法律本数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		関係省庁の協力を得て、特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況を把握し、消費者基本計画工程表の一部として公表した。			消費者庁において特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況を把握し、改定工程表の一部として公表する。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		66本				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
			68本	68本		
	5 消費者安全法の規定に基づく事故情報の収集(通知件数)及び関係機関への情報提供(提供件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費者庁に一元的に集約された情報を消費者安全法のみならず特定商取引法、景品表示法等の法執行に活用できるように詳細な分析を行った。また、関係機関が目すべき情報97件を抽出し、当該情報の関係する行政機関等に提供した。			消費者事故等の情報収集の強化のため関係省庁との連携を強化し、消費者安全法の規定に基づく通知により消費者被害情報が消費者庁に一元的に集約されるようにするとともに、その内容を分析し、関係機関に情報提供するとともに、同法の規定に基づき消費者に対する注意喚起等を実施する。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		12,228件	9,916件	9,116件		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		9,172件	9,385件	7,281件		
	6 消費者安全法の規定に基づく注意喚起等の実施(措置件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		実在する有名な企業の名をかたって消費者を信用させ、有料コンテンツ利用料などの名目で金銭の支払を請求する架空請求事案等10件について、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき消費者に対する注意喚起を実施した。			達成	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		7件	5件	7件		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		10件	9件	10件		

測定指標	7 成年後見制度の周知についての地方公共団体への要請回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
		高齢者や障害者の被害を防止するため、平成28年9月から同年11月までにかけて、消費者行政ブロック会議(全6ブロック)において、成年後見制度の活用について周知するよう都道府県等の消費者行政部門に要請した。			地方公共団体が実施する成年後見制度について、国民生活センターや消費生活センター等の様々な経路も活用して周知を行う。	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		1回	1回			
					○	
測定指標	8 リスクの高い取引に関する注意喚起(回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
		商品先物取引に関わる消費生活相談の件数は減少傾向にあるものの、国民生活センターに寄せられた相談状況を確認するとともに、平成29年3月に商品等の先物取引に関する消費者庁ホームページを更新した。			リスクの高い取引に関する注意喚起を国民生活センターと連携して実施する。	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	1回	1回				
					○	
測定指標	9 インターネット上の消費者トラブルの注意喚起・情報提供の回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
		平成27年度から、インターネット技術・サービスの進展等に係る調査研究及びその結果を活用した注意喚起等を実施した。平成28年度は近年消費生活相談が増加傾向にある「オンライン旅行取引」に関する注意喚起・情報提供を1回実施し、調査研究のアンケート結果からみられる消費者の傾向等を踏まえた上で、トラブルに遭わないためのチェックポイント等を掲載した。			インターネット技術・サービスの進展や諸外国の動向等について調査研究を実施し、調査結果を活用した注意喚起等を実施する。「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	1回	1回				
					○	
測定指標	10 「インターネット消費者取引連絡会」の開催回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
		四半期に1回の頻度で開催した。オブザーバーも含め、出席者とは活発な意見交換等を行い、その配布資料及び議事要旨については、消費者庁ウェブサイトにおいて公開した。平成28年度においては、テーマとして「オンライン決済/スマホ決済」、「オンライン旅行取引」、「SNS」、「オンラインレッスン」を取り上げた。			インターネット技術・サービスの進展や諸外国の動向等について調査研究を実施し、調査結果を活用した注意喚起等を実施する。「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
4回	4回	4回				
					○	
測定指標	10 「インターネット消費者取引連絡会」の開催回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		4回	4回	4回		
					○	

測定指標	11 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任実績の検証回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費者の意見を代表する委員の考え方を整理し、それを踏まえ、関係府省の協力を得て、消費者問題に関連する審議会等への選任状況について取りまとめ、消費者基本計画工程表の一部として公表した。			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	消費者の意見を代表する委員の考え方を整理し、消費者問題に関連する国の審議会等における、これまでの選任実績について検証する。	
		0回	0回	0回		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
0回	1回	1回				
12 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	「消費者の意識に関する調査」における「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」は62.4%であった。			平成28年度	○	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	消費者の意識に関する調査で「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」を向上する。(平成31年度80.0%以上)		
			62.4%			
13 多重債務に関する消費生活相談の件数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	多重債務に関する消費生活相談の件数は25,789件で、ピーク時の4分の1程度まで減少しているが、引き続き、相談窓口の整備・強化等の多重債務プログラムを実施するとともに、多重債務に関する相談内容等を平成28年5月及び12月に開催された多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会に報告した。			平成28年度	○	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催する。相談窓口の整備・強化等の多重債務問題改善プログラムを実施する。		
	45,604	38,676	32,206			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
30,996	29,188	25,789				
14 「アジア消費者政策フォーラム」又は「日中韓消費者政策協議会」への参加	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	平成28年7月に、「日中韓消費者政策協議会」に参加し、各国と意見交換を行った。			平成28年度	○	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	二国間・地域間・多国間における消費者問題に関する政策対話等を実施する。		
	1回	1回	1回			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
1回	1回	1回				
15 経済協力開発機構(OECD)消費者政策委員会等の国際会議への出席回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	平成28年4月及び11月に、OECD消費者政策委員会(CCP)本会合に出席した。			平成28年度	○	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	経済協力開発機構(OECD)消費者政策委員会等の国際会議に積極的に参画する。		
	2回	2回	2回			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
2回	2回	2回				

測定指標	16 消費者保護及び執行のための国際ネットワーク(ICPEN会合)への出席回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	○
		平成28年4月及び9月に消費者保護及び執行のために国際ネットワーク(ICPEN)会合に出席し、参加国との連携を強化した。				
		2回	1回	2回		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		2回	2回	2回		
	17 「インターネット・スウィープ」への参加	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年9月に、「インターネット・スウィープ」に参加し、参加機関との連携を強化した。平成28年は「商品やサービスを自ら供給する事業者のサイトにおける、体験談や感想で、実際より著しく優良であると示している可能性のある表示」について景品表示法の観点からスウィープ(監視)を行った。			消費者保護及び執行のための国際ネットワーク(ICPEN会合)への参画や加盟している消費者保護関係機関による「インターネット・スウィープ」への参加により、消費者保護関係機関との国際的な連携を強化する。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		1回	1回	1回		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	1回	1回	1回			
	18 国際室が参加する国際会議(電話会議を含む。)への庁内他課室国際担当者の参加(人数×回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年4月及び11月のOECD消費者政策委員会(CCP)本会合等の国際会議に、庁内他課室国際担当者と共に参加した。			平成28年度	○
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	消費者庁における国際業務対応強化のため、庁内の国際担当者間の連携強化を行う。	
				7回		
	19 消費者政策担当課長会議の開催回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年12月に消費者政策担当課長会議を開催し、消費者基本計画工程表の円滑な改定に向け、作業の進捗を図った。			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	機動的に消費者政策担当課長会議を開催する。	
		1回	2回	1回		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
		2回	1回	1回		
	20 消費者からの情報・相談の受付体制の充実の検討状況についての調査回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費者庁及び関係府省庁等では、消費者からの情報・相談を受け付ける体制をそれぞれ整備しており、その状況について調査し、取りまとめ結果を消費者基本計画工程表に一覧的に整理した。			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	消費者からの情報・相談の受付手段の拡充を検討する。	
		1回	1回	1回		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	0回	1回	1回			
	21 都道府県等に対する消費者相談窓口の周知回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年9月から同年11月までにかけて、消費者行政ブロック会議(全6ブロック)において、都道府県等に対し、消費者相談窓口を周知するとともに、消費生活以外の相談窓口と消費生活相談窓口との連携を図るよう要請した。			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	消費生活以外の相談窓口へ、誘導先となる消費者相談窓口を周知する。	
		1回	1回	1回		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	0回	1回	1回			

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。
評価結果	施策の分析	<p>(実績値が減少等した測定指標)</p> <p>測定指標1について、参加者の理解度は昨年に続き微減しているが、意見交換会参加者の理解度は、引き続き高水準を維持していることから、目標達成とした。</p> <p>測定指標2について、相談件数は様々な要因によって変動するため、一概に増加するものではないものの、関係機関との連携強化の取組の実施が、相談件数の減少に寄与したと考えられるため、目標達成とした。</p> <p>測定指標5について、今年度の通知内容を分野別・通知元別にみると、偏りなくほとんどの分野等にわたって昨年度から減少しており、消費者事故の発生数が減少したこと以外の原因が見当たらないことから、これまでの取組が結実したものと考えられ、目標達成とした。</p> <p>測定指標12について、数値目標は平成31年度までのものであり、今後の取組により達成は可能であると考えられることから目標達成とした。</p> <p>測定指標13について、相談件数は様々な要因によって変動するため、一概に増加するものではないものの、多重債務懇談会を開催するとともに、各種の取組を含む多重債務問題改善プログラムを実施することにより、多重債務に関する相談件数の減少や、株式会社日本信用情報機構への登録状況から推測される多重債務者の絶対数の減少などの効果をもたらしていることから、目標達成とした。</p> <p>(達成手段の有効性・効率性)</p> <p>達成手段(1)「インターネット取引調査等経費」については、調達に当たり一般競争入札(総合評価方式)を採用し効率的に執行され、また、事業を通じて海外の消費者相談機関等を訪問したことによって、当該機関との正規提携に向けた関係構築が実現されつつあるなど、「越境取引に伴う消費者トラブルの効果的な解決を図る」という事業目的の達成に資する成果を挙げたものと評価できる。</p> <p>達成手段(2)「消費者政策企画・立案経費」については、おおむね適切に執行されており、また、事業で得られた結果を広く国民に提供するなど、国費投入の必要性につき妥当性が認められるものと評価できる。</p> <p>達成手段(3)「消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応経費」については、限られた予算の中で有効に機能するよう効率性を意識しながら実施されており、また、事業によって得られた情報を速やかに国民に提供するなど、消費者被害抑止に有効的に活用されており、国費投入の必要性につき妥当性が認められるものと評価できる。</p> <p>達成手段(4)「新たなインターネット技術・サービスに係る消費者トラブルの動向調査」については、調達に当たり一般競争入札(総合評価方式)を採用し効率的に執行され、また、事業で得られた調査結果等を速やかに国民に提供するなど、消費者トラブルの拡大抑止・未然防止に効果的に取り組んだものと評価できる。</p> <p>達成手段(5)「消費者政策関係情報調査経費」については、限られた予算の中で有効に機能するよう効率性を意識しながら実施されており、事業で得られた結果を今後の消費者トラブルの拡大抑止・未然防止のための情報分析に活用しており、国費投入の必要性につき妥当性が認められるものと評価できる。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、現在の目標を維持し、引き続き、消費者政策の企画・立案・推進及び調整を推進していく。なお、平成28年度の目標は達成したものの、今後とも消費者被害の防止や消費者への情報提供を始めとする課題に取り組む必要があり、引き続き測定指標1～21に掲げるような各分野の施策を進めていく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標12「食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合」については、今後より一層「食品ロス」の認知度を高めていくこと、食品ロス削減推進の取組を進めることを目指し、現在の目標を据え置く。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・測定指標1について、「理解度」をアンケートで測っているが、どの程度理解されたことをもって「理解」とするか、その設定により「理解度」は変動し得るのではないか(その点を明らかに設定すべきではないか)(平成29年7月3日 消費者庁政策評価有識者懇談会)。 →「理解度」の内容が分かるよう記載を修正。</p> <p>・定性的な目標と、定量的な実績との間にギャップがあり、その間を埋める説明がほしい(平成29年7月3日 消費者庁政策評価有識者懇談会)。 →目標と実績との対応が分かりやすくなるよう複数項目において記載を修正。</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・消費者基本計画工程表改定素案 <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/index.html#basic_plan_for_consumers">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/index.html#basic_plan_for_consumers</a></p> <p>・平成28年度における消費者安全法(財産事案)の運用状況について <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/caution_170427_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/caution_170427_0001.pdf</a></p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	消費者政策課長 河内 達哉	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--------	--------	------------------	----------	---------

# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-②)

施策名	消費生活に関する制度の企画・立案・推進																																		
<p>施策の概要</p>	<p>1. 消費者団体訴訟制度の推進                      ①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。)の施行に向けた準備を行い、施行後には適切かつ実効的な運用を行う。                      ②適格消費者団体及び特定適格消費者団体の認定・監督、支援を実施する。</p> <p>2. 消費者契約法の見直し                      消費者契約法(平成12年法律第61号)に関し、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討する。</p> <p>3. 公益通報者保護制度の推進                      公益通報者保護法(平成16年法律第122号)について、法の周知・啓発を引き続き促進し、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進するとともに、公益通報者保護制度の実効性を向上させるための方策について検討する。</p>																																		
<p>達成すべき目標</p>	<p>1. 消費者団体訴訟制度の推進                      ①消費者裁判手続特例法について、平成28年10月1日の円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、消費者団体訴訟制度の周知・広報に取り組む。                      ②適格消費者団体及び特定適格消費者団体について認定・監督を適切に行うとともに、団体が業務を円滑に実施できるように必要な支援を実施する。</p> <p>2. 消費者契約法の見直し                      契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方について、特に平成28年6月に成立した改正消費者契約法の附帯決議において今後の検討課題とされた論点に関し、消費者委員会消費者契約法専門調査会の議論等を踏まえつつ検討する。改正消費者契約法の施行に向けた周知・啓発活動を実施する。</p> <p>3. 公益通報者保護制度の推進                      ①説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。                      ②「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会第1次報告書」(平成28年3月)等を踏まえ、制度の実効性を向上させるための方策について検討し、必要な措置を講じる。</p> <p>上記1～3のとおり、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち、消費生活に関する制度等を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資する。</p>																																		
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の 状況 (百万 円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>79</td> <td>71</td> <td>68</td> <td rowspan="4">100</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-1</td> <td>-1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>78</td> <td>70</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(百万円)</td> <td>76</td> <td>57</td> <td>63</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	79	71	68	100	補正予算(b)	-1	-1	0	繰越し等(c)	-	-	-	合計(a+b+c)	78	70	68	執行額(百万円)		76	57	63	
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																														
予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	79	71	68	100																														
	補正予算(b)	-1	-1	0																															
	繰越し等(c)	-	-	-																															
	合計(a+b+c)	78	70	68																															
執行額(百万円)		76	57	63																															
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定)施策番号 3(1)④、4(3)③、5(1)①                      ○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」                      ○第193回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成平成29年1月20日)四 安全・安心の国創り「被害者の救済を消費者団体が代わって求める新しい訴訟制度が、昨年スタートしました。これを国民生活センターがバックアップする仕組みを整え、より迅速な救済を目指します。」</p>																																		



測定指標	1 消費者契約法の規定の在り方についての検討状況(消費者委員会消費者契約法専門調査会への出席状況)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	
		<p>内閣府消費者委員会の答申を踏まえ平成28年5月に「消費者契約法の一部を改正する法律」が成立。答申において引き続き検討を行うべきとされた論点については、平成28年9月7日から消費者契約法専門調査会において審議が再開(契約法専門調査会への出席:11回。専門調査会のための資料作成等の協力も実施。)され、当該議論や民法における成年年齢引下げが行われた場合の影響を踏まえつつ消費者契約法の規定の在り方について検討。</p>			<p>消費者委員会消費者契約法専門調査会の議論等を踏まえつつ、消費者契約法の規定の在り方について検討を行う。</p>	○
	<p>平成23年度 ・消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」(会合出席:4回)</p>	<p>平成24年度 ・消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」(会合出席:11回)</p>	<p>平成25年度 ・消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」(会合出席:2回) ・消費者契約法の運用状況に関する検討会(1回)</p>			
	<p>平成26年度 ・消費者契約法の運用状況に関する検討会(8回)</p>	<p>平成27年度 ・消費者委員会「消費者契約法専門調査会」(出席:17回)</p>	<p>平成28年度 ・消費者契約法の改正を実施 ・消費者委員会「消費者契約法専門調査会」(出席:11回)</p>			
		<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>逐条解説の改訂及び改正内容も含めた消費者契約法全体のリーフレットの作成を実施(いずれも消費者庁ウェブサイトにて公開。)</p>			目標	達成
					平成28年度	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	<p>改正消費者契約法の施行に向けた周知・啓発活動を実施する。</p>	○
	2 改正消費者契約法に係る普及啓発事業の実施状況(逐条解説等の策定・公表、説明会等への講師派遣回数・参加者数)					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
				<p>・講師派遣(9回・参加者少なくとも80人以上) ・逐条解説改訂 ・リーフレット作成</p>		

測定指標	3 公益通報者保護制度の説明会等の実施回数・満足度	施策の進捗状況(実績)			目標	達成		
		前年度に続き、説明会等を10回以上実施し、制度の周知啓発を図った。参加者の満足度も、90%強の高水準を維持。			平成28年度			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護制度の普及・促進に努める。	○		
		・開催回数：10回(行政向け5回、民間向け5回) ・参加者数：750名(行政向け321名、民間向け429名) ・「有意義であった」等と回答した出席者の割合：87.3%(行政向け89.0%、民間向け86.0%)	・開催回数：4回(行政向け1回、民間向け3回) ・参加者数：533名(行政向け150名、民間向け383名) ・「有意義であった」等と回答した出席者の割合：87.6%(行政向け90.9%、民間向け86.3%)	・開催回数：7回(行政向け4回、民間向け3回) ・参加者数：355名(行政向け98名、民間向け257名) ・「有意義であった」等と回答した出席者の割合：94.1%(行政向け92.2%、民間向け95.0%)				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度				
		・開催回数：11回(行政向け5回、民間向け6回) ・参加者数：471名(行政向け214名、民間向け257名) ・「有意義であった」等と回答した出席者の割合：96.9%(行政向け94.0%、民間向け99.1%)	・開催回数：12回(行政向け10回、民間向け2回) ・参加者数：756名(行政向け582名、民間向け174名) ・「有意義であった」等と回答した出席者の割合：94.5%(行政向け93.6%、民間向け97.7%)	・開催回数：11回(行政向け9回、民間向け2回) ・参加者数：635名(行政向け402名、民間向け233名) ・「有意義であった」等と回答した出席者の割合：93.2%(行政向け93.2%、民間向け93.3%)				
		施策の進捗状況(実績)						
		地方における行政機関向け研修会を計7回実施し、市区町村における通報窓口整備の必要について周知・啓発した(通報・相談窓口の設置率の推移は今後調査予定。)。						
		平成23年度	平成24年度	平成25年度				
		府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：49.2%	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：50.1%	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：52.1%				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度				
		府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：52.4%	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：52.1%	府省庁：今夏に調査予定 都道府県：同上 市区町村：同上				
	4 行政機関における通報・相談窓口の設置率					○		



測定指標	8 適格消費者団体の認定件数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成29年1月から3月までの間に、消費者団体3団体から、消費者契約法に基づく適格消費者団体の認定の申請を受理し、審査を実施(平成29年5月までに2団体を認定。)			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	適格消費者団体及び特定適格消費者団体について認定・監督を適切に行い、円滑な施行に資する。	
		10	11	11		○
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		12	14	14		
	9 特定適格消費者団体の認定件数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年10月に施行された消費者裁判手続特例法に基づき、同年12月に第1号の特定適格消費者団体(特定非営利活動団体消費者機構日本)を認定。			適格消費者団体及び特定適格消費者団体について認定・監督を適切に行い、円滑な施行に資する。	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		/	/	/		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
				1		
	10 消費者裁判手続特例法の施行に向けた政令、内閣府令、ガイドライン等の策定・公表	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年9月に施行規則の改正、同年10月1日に、ガイドラインの改定を実施。			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年10月1日の消費者裁判手続特例法の施行に向けて、必要な政令、内閣府令、ガイドライン等を策定・公表する。	
		/	/	/		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		・「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催(13回)	・「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」報告書取りまとめ ・施行令策定 ・施行規則策定 ・「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」策定	・施行規則改正 ・「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」改定		

測定指標	11 消費者団体訴訟制度に係る普及啓発事業の実施状況(説明会の実施回数、ポスター・動画の活用状況)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	
		消費者団体、事業者団体、行政等向けに説明等を実施。 ポスター・パンフレットを作成・配布するほか、インターネット検索サイトや車両内で動画を放映。			説明会の実施や広報資料の配布等によって、被害回復を含めた消費者団体訴訟制度の周知・啓発に取り組む。	○
		シンポジウムの開催回数:2回	シンポジウムの開催回数:5回	シンポジウムの開催回数:6回		
		平成26年度 ・説明会への講師派遣等(10回) ・ポスター・パンフレット(作成・配布、駅構内掲示) ・動画作成・放映(BS民放)	平成27年度 ・説明会への講師派遣等(22回) ・動画放映(BS民放、鉄道車両、駅構内)	平成28年度 ・説明会への講師派遣等(17回) ・ポスター・パンフレット(増刷・配布) ・動画放映(YAHOO! Japan、鉄道車両)		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
測定指標	12 適格消費者団体の支援の在り方についての検討状況(検討会の開催回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	
		「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を3回開催し、平成28年6月に報告書を取りまとめ、同報告書に基づく施策を順次実施した。			消費者裁判手続特例法附則第4条等を踏まえ、検討会を開催し、適格消費者団体の業務の遂行に必要な資金の確保その他の支援の在り方について検討を行う。	○
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
			・「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」開催(5回)	・「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」開催(3回)		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	目標達成 全ての目標が達成されたため、「目標達成」とした。
評価結果	<p>(実績値に減少等があった測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標3(説明会等の開催実績)については、前年度から微減(10→9回)しているが、前年度(平成27年度)は、平成26年度において「国の行政機関の通報処理ガイドライン」の改正があったため、この内容を積極的に周知する必要から例年に比べ多数の行政機関向け研修会を実施したものである。同水準を維持しているため、目標達成とした。</li> <li>・測定指標4(行政機関における通報・相談窓口の設置率)については、平成28年度分未測定である。ただし、計7回の行政機関向け説明会の実施により、管内市区町村の窓口設置率が全国平均以下の都道府県については全て説明会実施済みとなり、行政機関における通報・相談窓口の設置率の上昇に寄与するものと考えられるため、目標達成とした。</li> <li>・測定指標5(労務提供先の設置する内部通報窓口を信頼している労働者の割合)における数値は、調査において、「労務提供先で不正行為があることを知った場合に通報・相談する」と回答した者に対し、通報しようと思う理由を複数選択させ、そのうち「労務提供先が設置している内部通報・相談窓口が信頼できる」を選んだ者の割合を示している。よって、①「不正行為への適切な対処が国民の生命、身体、財産などへの被害を防止することになり労務提供先の利益になる」、「不正行為を行っている上司や同僚を許せない」等の他の選択肢を理由として優先させた者がいると考えられること、また、②「そもそも通報・相談を行う場合は外部の機関に対して行うことを考えているために」「労務提供先が設置している内部通報・相談窓口が信頼できる」を選択することがない者についても母数に含まれていることなどから、実際の割合よりも数値が低く抑えられていると考えられる。その中で、前回調査よりも割合が大きく向上しているため、目標達成とした。</li> <li>・測定指標8(適格消費者団体の認定件数)については、平成29年度中の新規認定はないが、適格消費者団体6団体の認定の有効期間の更新(手続に係る事務は認定とほぼ同様)を行ったほか、平成29年1月から3月までの間に、消費者団体3団体から認定の申請を受理し、審査を行っており、認定・監督を適切に行い円滑な施行に資したといえるため目標達成とした(なお、平成29年5月現在、3団体のうち2団体を新規に認定済み。)</li> </ul> <p>(達成手段の効率性、有効性)</p> <p>達成手段(1)「消費生活に関する制度の企画・立案・推進経費」により実施した消費者契約法や消費者団体訴訟制度の周知・啓発事業は、国民の認知度を向上させ、国民の消費者被害に対する救済手段の理解を深めるため、実際の被害に際しての消費者の一助及び事業者の不適切な活動の予防につながる。また、同経費により消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体・特定適格消費者団体の適切な認定・監督を行うことで、制度に対する信頼及び団体の活動の適正を維持し、かつ団体数を増やして活動範囲を広げていくことになるため、消費者被害の未然防止・拡大防止、及び消費者被害の回復に寄与する。さらに、消費者契約法の不断の見直しは、時代の変化に合わせたより実効的な被害救済手段を国民に提供することにつながる。</p> <p>達成手段(2)「公益通報者保護の推進に必要な経費」により実施した公益通報者保護制度の見直し及び周知・啓発活動は、企業不祥事等の未然防止又は早期是正が図られる環境の整備につながり、企業等の法律遵守を促進する。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 消費者の利益の擁護及び増進を図るため、引き続き、消費生活に関する制度等を企画・立案・推進する。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者契約法については、引き続き、同法の規定の在り方について精緻な検討を実施する。また、認知度向上のための周知・啓発活動を行う。</li> <li>・消費者団体訴訟制度については、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対して引き続き適切な認定及び監督を行うとともに、必要な支援策を検討する。また、消費者団体、事業者団体、地方公共団体などと連携し、シンポジウムを行うこと等により、効果的な周知・啓発を図る。</li> <li>・公益通報者保護制度については、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書等を踏まえ、民間事業者に対するインセンティブ(内部通報制度に係る認証制度等)の導入、地方公共団体向けガイドラインの策定及び民間事業者向けガイドラインの普及・啓発に取り組むとともに、法改正が必要なものについては、上記有識者検討会最終報告書の内容を広く周知して法改正に向けた議論を喚起しつつ、法改正の内容をより具体化していくための検討を行う。</li> </ul>	
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標8について、適格消費者団体の認定件数の推移が指標として取り上げられているが、当初の目標(ブロックごとに1団体)をおおむねクリアしていると思われる。今後、全国的な展開を目指す上で単純に団体の総数を掲げるだけではなく、中期的な目標の進捗状況という観点から、評価の方法を工夫してもらいたい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ、来年度の目標の進捗状況の記載を工夫する。</li> <li>・消費者団体訴訟制度の周知・広報の取組に関し、取組の結果をみるため、団体の認知度なども指標として追加すると良いのではないか。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ、来年度の指標の設定を検討する。</li> </ul>	

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>【測定指標1】①「消費者契約法専門調査会」②「消費者契約法に関する調査作業チーム」③「法制審議会 - 民法(債権関係)部会」  ① <a href="http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/index.html">http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/index.html</a>  ② <a href="http://www.cao.go.jp/consumer/history/02/kabusoshiki/other/meeting1/shouhishakeiyakuhou.html">http://www.cao.go.jp/consumer/history/02/kabusoshiki/other/meeting1/shouhishakeiyakuhou.html</a>  ③ <a href="http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html">http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html</a></p> <p>【測定指標3】「公益通報者保護制度に関する周知・啓発活動」  <a href="http://www.caa.go.jp/planning/koueki/shuchi-koho/">http://www.caa.go.jp/planning/koueki/shuchi-koho/</a></p> <p>【測定指標4】「民間事業者における内部通報制度の実態調査」  <a href="http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/chosa.html">http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/chosa.html</a></p> <p>【測定指標5】「平成28年度労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査報告書」  <a href="http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/chosa_kenkyu_chosa_170104_0003.pdf">http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/chosa_kenkyu_chosa_170104_0003.pdf</a></p> <p>【測定指標6】「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」  <a href="http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/koujou.html">http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/koujou.html</a></p> <p>【測定指標7】①「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」②「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」  ① <a href="http://www.caa.go.jp/planning/koueki/minkan/shikumi.html">http://www.caa.go.jp/planning/koueki/minkan/shikumi.html</a> ② <a href="http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/">http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/</a></p> <p>【測定指標8】「全国の適格消費者団体一覧」 <a href="http://www.caa.go.jp/planning/zenkoku.html">http://www.caa.go.jp/planning/zenkoku.html</a></p> <p>【測定指標9】「全国の特定制格消費者団体一覧」  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/list_of_specified_organizations/">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/list_of_specified_organizations/</a></p> <p>【測定指標10】「特定制格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/guidelines/">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/guidelines/</a></p> <p>【測定指標11】「消費者団体訴訟制度に関する広報資料」  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/public_relations/">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/public_relations/</a></p> <p>【測定指標12】「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」  <a href="http://www.caa.go.jp/planning/index16.html">http://www.caa.go.jp/planning/index16.html</a></p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	消費者制度課長 廣瀬 健司	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--------	--------	------------------	----------	---------

# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-③)

施策名	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進																																					
<p>施策の概要</p>	<p>○教育 平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第9条の規定に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、同法第19条の規定に基づき設置した「消費者教育推進会議」を開催し、委員相互の情報の交換及び調整を行い、消費者教育を総合的、体系的、効果的に推進する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報の拡充を行う。 消費者教育の体系イメージマップにおける、幼児期から高齢期までのライフステージ、「消費者市民社会の構築」などの4つの領域ごとの目標に対応した消費者教育用副教材を作成する。 「倫理的消費」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を深め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う。</p> <p>○普及・啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会作りに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方公共団体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及・啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者及び周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 子供の不慮の事故の減少への寄与を図るため、子供の事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>																																					
<p>達成すべき目標</p>	<p>○教育 消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、家庭、地域、職場その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じることにより、消費者の自立を支援する。</p> <p>○普及・啓発 消費者団体等との適切な連携の下、消費者問題に関する普及・啓発活動を総合的に推進し、消費者の自立を支援する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止や子供の不慮の事故防止等を図るための施策を推進し、高齢・障害消費者の消費者トラブルの防止及び子供の不慮の事故の減少への寄与を図る。</p>																																					
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="368 1202 667 1234">区分</th> <th data-bbox="667 1202 874 1234">平成26年度</th> <th data-bbox="874 1202 1082 1234">平成27年度</th> <th data-bbox="1082 1202 1305 1234">平成28年度</th> <th data-bbox="1305 1202 1520 1234">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 1234 475 1373" rowspan="4">予算の状況 (百万円)</td> <td data-bbox="475 1234 667 1265">当初予算(a)</td> <td data-bbox="667 1234 874 1265">47</td> <td data-bbox="874 1234 1082 1265">46</td> <td data-bbox="1082 1234 1305 1265">36</td> <td data-bbox="1305 1234 1520 1265">47</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1265 667 1296">補正予算(b)</td> <td data-bbox="667 1265 874 1296">-</td> <td data-bbox="874 1265 1082 1296">-</td> <td data-bbox="1082 1265 1305 1296">-</td> <td data-bbox="1305 1265 1520 1296"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1296 667 1328">繰越し等(c)</td> <td data-bbox="667 1296 874 1328">-</td> <td data-bbox="874 1296 1082 1328">-</td> <td data-bbox="1082 1296 1305 1328">-</td> <td data-bbox="1305 1296 1520 1328"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1328 667 1373">合計(a+b+c)</td> <td data-bbox="667 1328 874 1373">47</td> <td data-bbox="874 1328 1082 1373">46</td> <td data-bbox="1082 1328 1305 1373">36</td> <td data-bbox="1305 1328 1520 1373"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="368 1373 667 1417">執行額(百万円)</td> <td data-bbox="667 1373 874 1417">16</td> <td data-bbox="874 1373 1082 1417">45</td> <td data-bbox="1082 1373 1305 1417">31</td> <td data-bbox="1305 1373 1520 1417"></td> </tr> </tbody> </table>					区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	47	46	36	47	補正予算(b)	-	-	-		繰越し等(c)	-	-	-		合計(a+b+c)	47	46	36		執行額(百万円)		16	45	31	
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																	
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	47	46	36	47																																	
	補正予算(b)	-	-	-																																		
	繰越し等(c)	-	-	-																																		
	合計(a+b+c)	47	46	36																																		
執行額(百万円)		16	45	31																																		
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定) ○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 1(1)⑦、4(2)①、4(2)②、4(2)③、4(2)④、4(2)⑤、4(2)⑥、4(2)⑦、4(2)⑧、4(2)⑨、4(2)⑩、4(2)⑪、4(2)⑫、4(3)①、6(1)④、6(1)⑦ ○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定) ・消費者教育や啓発に係る地方支援、(中略)などに取り組む。 ・国がこれまで行ってきた直轄事業(PIO-NETの整備、研修、消費者教育や啓発への支援等)についても充実する(以下、略)</p>																																					
<p>測定指標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="671 1803 1082 1834">施策の進捗状況(実績)</th> <th data-bbox="1082 1803 1412 1834">目標</th> <th data-bbox="1412 1803 1520 1834">達成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="671 1834 1082 1946">平成28年度実績は、前年度から3,439件増加しており、引き続き、増加傾向をたどっている。</td> <td data-bbox="1082 1834 1412 1865">平成28年度</td> <td data-bbox="1412 1834 1520 1865"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1946 805 2036">平成23年度</td> <td data-bbox="805 1946 946 2036">平成24年度</td> <td data-bbox="946 1946 1082 2036">平成25年度</td> <td data-bbox="1082 1865 1412 2134" rowspan="4">「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開し、子供の不慮の事故を防止するための普及活動を推進する。</td> <td data-bbox="1412 1865 1520 2134" rowspan="4">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 2036 805 2080">20,200</td> <td data-bbox="805 2036 946 2080">23,593</td> <td data-bbox="946 2036 1082 2080">26,321</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 2080 805 2125">平成26年度</td> <td data-bbox="805 2080 946 2125">平成27年度</td> <td data-bbox="946 2080 1082 2125">平成28年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 2125 805 2134">27,143</td> <td data-bbox="805 2125 946 2134">28,058</td> <td data-bbox="946 2125 1082 2134">31,497</td> </tr> </tbody> </table>					施策の進捗状況(実績)			目標	達成	平成28年度実績は、前年度から3,439件増加しており、引き続き、増加傾向をたどっている。			平成28年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開し、子供の不慮の事故を防止するための普及活動を推進する。	○	20,200	23,593	26,321	平成26年度	平成27年度	平成28年度	27,143	28,058	31,497									
施策の進捗状況(実績)			目標	達成																																		
平成28年度実績は、前年度から3,439件増加しており、引き続き、増加傾向をたどっている。			平成28年度																																			
平成23年度	平成24年度	平成25年度	「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開し、子供の不慮の事故を防止するための普及活動を推進する。	○																																		
20,200	23,593	26,321																																				
平成26年度	平成27年度	平成28年度																																				
27,143	28,058	31,497																																				



測定指標	2 消費者教育推進会議の開催(開催回数)及び先進事例のヒアリング状況(ヒアリング箇所数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費者教育推進会議の開催回数			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえ、消費者教育推進会議等を開催し、消費者教育推進のため、先進事例の把握、周知及び普及に努める。	
		11	4	14		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		16	6	9		
		先進事例のヒアリング箇所数				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		/	/	/		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		/	/	5		
測定指標	3 各都道府県における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置状況(消費者教育推進計画の策定数、消費者教育推進地域協議会の設置数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費者教育推進計画の策定数			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	消費者教育推進会議において、地方公共団体におけるモデル事例となる取組のヒアリングを行い、他の都道府県へ情報提供をする等、消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組を支援する。	
		/	/	11		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		29	33	44		
		消費者教育推進地域協議会の設置				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		/	/	18		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		35	42	45		
測定指標	4 消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)の検討・変更の状況(消費者教育推進会議の開催回数(ワーキングチームによる検討会を含む))	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費者教育推進会議の開催回数			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成29年6月までに消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)の見直しに向け、①国、②地方公共団体、③その他関係者の施策の実施状況を把握し、論点を整理する。	
		11	4	14		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		16	6	9		

測定指標	5 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(掲載件数)(消費者教育に使用される教材等の整備)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	○
		平成28年度実績は、新規登録数・更新数が前年と比べて増加した。評価検討会の評価結果を踏まえて、ポータルサイトの補修を実施した(*平成23年度及び平成25年度は消費者教育ポータルサイトの大規模な改修に伴い、既存情報の更新を実施。)			消費者教育ポータルサイトの周知を行うとともに、消費者教育ポータルサイト掲載情報評価検討会を開催し、教材に対する評価書を作成し、ポータルサイトへ掲載する。	
		640(*)	100	950(*)		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		52	29	43		
	6 各都道府県における消費者教育地域協議会の設置状況(消費者教育推進地域協議会の設置数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費者行政ブロック会議において、消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置について説明を行うとともに各地における策定・設置状況を報告した。また、策定・設置の状況について消費者教育推進会議でも説明した。			消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進する。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
				18		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
		35	42	45		
	7 若年者への消費者教育の充実に向けた検討状況(教育推進会議の開催回数(若年者の消費者教育に関するワーキングチームによる検討会を含む))	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費者教育推進会議を4回開催。消費者教育の推進に関する基本的な方針の見直しに向けた論点整理を進め、平成29年4月に「中間の見直し」を公表した。若年者の消費者教育に関するWTを3回開催し、若年者向け消費者教育教材「社会への扉」とその教師用解説書を作成した。その他、消費者市民社会普及WT(2回)でも若年者を念頭に置いた消費者教育施策について議論を進めた。			消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討するとともに、成年年齢引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討する。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		11	4	14		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
		16	6	9		
	8 地域への講師派遣の状況(派遣数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		地域で開催される講座等、地域で活動する者を対象とした消費者教育の担い手・コーディネーターの養成、消費者市民社会への参画、エシカル消費の普及等、消費者教育の推進を目的とした講座への講師派遣を14回実施した。			地域で開催される講座等への講師派遣を実施し、地域における消費者教育の推進を行う。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
			21	14		

測定指標	9 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(家庭でできる消費者教育教材掲載件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		「自学する方」向けとして、家庭で利用し、親子で学べる教材をポータルサイトに25件掲載した。引き続き、各地域の講座についての情報提供の充実を図っている。			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトへの掲載を行う。	
		39	38	31		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
33	14	25				
10 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(事業者・事業者団体による取組事例に係る掲載件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	平成28年度の事業者・事業者団体による具体的な取組事例(消費者教育、消費者生活、経済、家計、契約、事故防止)に関する教材を17件掲載した。			平成28年度	○	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトへの掲載を行う。		
	25	40	9			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
14	8	17				
11 「倫理的消費」調査研究会の開催状況(開催回数)及びシンポジウムの開催状況(開催回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	「倫理的消費」調査研究会については、4回開催し、平成29年4月に「取りまとめ」を公表した。また、シンポジウム(エシカル・ラボ)については、一般の方々や学生参加のもとメイン会場の徳島と他会場(鳥取、東京)をライブ中継でつないで開催した。			平成28年度	○	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	「倫理的消費」調査研究会を開催するとともに、先進的な海外の現状調査や、普及策として倫理的消費のシンポジウムを実施する。		
	/	/	/			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
/	1(シ)6(研)	1(シ)4(研)				
12 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(「生活の管理と契約」の領域に係る教材の掲載数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	「生活の管理と契約」の領域に係る教材の掲載数は、今までの蓄積に加え、平成28年度中に32件増加し、年代別に特化した教材を更に充実させた。			平成28年度	○	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	消費者教育の体系イメージマップの幼児期から高齢期までのライフステージ、対象領域ごとの目標に対応した金融経済教育用教材を作成し、消費者教育ポータルサイトにおいて提供することにより消費者教育の推進を行う。		
	/	/	49			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
35	34	32				
13 食育等に関する啓発資料等の配布(件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	第11回食育推進全国大会において、「食品安全に関する取組」、「食品ロスの削減」、「食品表示制度について」等のパンフレットを2,450部配布し、正確な情報提供等を推進した。			平成28年度	○	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。		
	1,400	1,400	2,650			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
2,900	2,570	2,450				

測定指標	14 消費者団体との意見交換会の開催状況(開催回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成		
		消費者団体との意見交換会を5回実施した。成年年齢引下げに関する諸課題など喫緊の課題等について、積極的な意見交換を行った。			平成28年度	○		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	消費者団体との意見交換会の開催を推進する。			
		1	9	7				
平成26年度	平成27年度	平成28年度						
				4	5	5		
測定指標	15 消費者団体との連携の推進状況(消費者団体と連携した事業・イベント等の回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成		
		全国8ブロックで、消費者団体と連携し地方消費者フォーラムを開催。地域の消費者団体による見守り活動、消費者被害防止ネットワーク、教育関係者からの学生に向けた消費者教育の実践事例等について報告が行われた。			平成28年度	○		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	地域の消費者団体等によるネットワーク構築・推進事業を実施する。			
		/	/	/				
平成26年度	平成27年度	平成28年度						
				/	8	8		
測定指標	16 消費生活センター等における障がい者の消費生活相談への対応方策の検討状況(高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会の開催回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成		
		高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会を1回開催し、消費生活センターにおける障がい者の相談対応事例をヒアリングした。			平成28年度	○		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	消費生活センター等における障がい者の消費生活相談への対応のための体制整備に向けて、課題を整理するなど対応方策について検討を行う。			
		1	1	2				
平成26年度	平成27年度	平成28年度						
				1	2	1		
測定指標	17 国家公務員(本府省審議官級に昇任した職員)に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験させる研修の実施(回数・参加者数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成		
		研修回数は3回、参加者数は73名である。なお、研修対象者は、本府省審議官級に昇任した職員である。			平成28年度	○		
		研修回数			国家公務員(本府省審議官級に昇任した職員)向けに消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を着実に実施する。			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度				
		5	2	3				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度				
		3	3	3				
		研修参加者数						
平成23年度	平成24年度	平成25年度						
49	64	82						
平成26年度	平成27年度	平成28年度						
86	74	73						

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	目標達成 全ての測定指標について、目標を達成することができたため、施策としては目標達成と判断した。	
	施策の分析	(実績値が減少等している測定指標) 測定指標2、4、7については、消費者教育推進会議自体の開催回数は平成27年度(4回)と同数であるが、目標としていた基本的な方針の中間の見直しを行い、当該年度内に中間見直し案が大筋でまとまったこと、また2つのワーキングチームでは、若年者を念頭に置いた消費者教育施策の今後の方向性についても議論が進められたことから、目標達成と判断した。 測定指標8について、前年とは異なる新たな地域等へ講師派遣を14回行った。また、過去に講師派遣を行った地域においては、独自に講座等を開催するなどの広がりが見られることから目標達成と判断した。 測定指標13について、配布部数自体は前年度に比して下回った一方、より多種の資料を配布したことから、目標達成と判断した。 測定指標17の参加者数の微減については、本府省審議官級に昇任した職員数の影響によるものである。対象者に対して着実に研修を実施することができたことから、目標達成と判断した。 (達成手段の有効性、効率性) 達成手段(1)「消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費」により実施している消費者教育の推進のための施策については、以下のような具体的な成果が挙げられることから、達成手段の有効性、効率性があると認められる。 ・子ども安全メールの登録者数は増加傾向にある。 ・消費者教育推進会議を開催し、着実に議論を深めている。 ・「倫理的消費」調査研究会での議論や「エシカル・ラボ」の開催により、一定の議論の喚起が図られている。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 目標達成に向けて、着実に前進している。本施策は消費者被害の防止と消費者の自立支援のための教育及び公正かつ持続可能な社会の形成の重要性の理解を深めるための教育の推進であり、「消費者基本計画」等に基づき、政策評価結果を踏まえて、平成29年度は引き続き測定指標に掲げるような各分野の施策を進めていく。		

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・測定指標2について、活動量を示す指標としてヒアリング箇所数を追加しているが、これにより得られたもの、すなわち、ヒアリングの結果をいかに活用し、広めたか、これが目標達成にどのようにつながったか、という点が評価においては重要であるので、これを施策の進捗状況(実績)欄に記載するとともに、今後もこのことに留意して取組を進めていただきたい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ修正。</p> <p>・測定指標3について、地域協議会や計画が設置・策定されればよいのではなく、次は地域協議会や計画を機能させる取組を行わなければならない。協議会設置の趣旨、すなわち消費者教育の推進を盛り立てることができているか、ということ測り、これを、目標達成といえるかどうかの評価に当たって考慮すべきである。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえつつ、今後検討する。</p> <p>・測定指標5・9・10・12について、掲載している教材の件数は充実してきていると見受けられるが、これがどれほど活用されたかということ測る仕組みはあるのか。どれだけ活用されているか、という点こそ、「教育・啓発に努める」という目標を達成するための取組といえるかどうかという本質的な評価につながる指標である。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえつつ、今後検討する。</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・「子どもを事故から守る！プロジェクト」 <a href="http://www.caa.go.jp/kodomo/project/index.php">http://www.caa.go.jp/kodomo/project/index.php</a></p> <p>・消費者教育推進会議 <a href="http://www.caa.go.jp/information/index15.html">http://www.caa.go.jp/information/index15.html</a></p> <p>・消費者教育ポータルサイト <a href="http://www.caa.go.jp/kportal/index.php">http://www.caa.go.jp/kportal/index.php</a></p> <p>・「倫理的消費」調査研究会 <a href="http://www.caa.go.jp/region/index13.html">http://www.caa.go.jp/region/index13.html</a></p>
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	消費者教育・地方協力課	作成責任者名	消費者教育・地方協力課長 金子 浩之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-------------	--------	-----------------------	----------	---------

# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-④)

施策名	地方消費者行政の推進					
施策の概要	<p>消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)に新たに位置付けられた「地方消費者行政強化作戦」(平成27年3月)に基づき、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指し、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を地方消費者行政のための交付金を通じて支援する。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇の望ましい姿、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査等を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き運用し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>					
達成すべき目標	地方公共団体と連携しながら、地方消費者行政の充実・強化を支援することにより、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図る。					
施策の予算額・執行額等		区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,853	3,649	3,652	3,648
		補正予算(b)	2,477	2,000	2,000	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	6,330	5,649	5,652	
	執行額(百万円)	4,191	5,394	5,061		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)</p> <p>○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 5(3)②、6(2)①、6(2)②、6(2)③、6(2)④、6(2)⑤、6(2)⑦</p> <p>○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の消費生活センター及び国民生活センターを高齢者を含め全ての消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築する。</li> </ul> <p>○日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費者行政の充実・強化に向けた新たな支援策の検討・結論、支援の推進&lt;2012年度に実施すべき事項&gt;</li> <li>・地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた支援の推進(消費生活相談や法執行体制の整備・充実、消費者団体等の多様な主体との連携強化、消費者教育の充実等への支援)</li> <li>・市町村における消費者生活相談体制の人口カバー率:100%&lt;2015年度までに実施すべき事項&gt;</li> <li>・消費者被害に遭ってもどこにも相談しなかった人の割合を減少させる&lt;2020年までに実現すべき成果目標&gt;</li> </ul>					

測定指標	1 外国語による相談体制が整備された消費生活センターを有する都道府県数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成  ○
		地方消費者行政推進交付金の活用等により、都道府県及び政令市に設置されている消費生活センターのほか、各市区町村に設置されている消費生活センターを含む消費生活相談窓口における在留外国人の国内での消費活動に係る相談体制の強化に努めた。(各年度12月時点。都道府県への聞き取り調査に基づく。)			平成28年度	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けて増加が見込まれる在留外国人への情報提供や相談体制の強化を図る。	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
			18	35		

		施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
測定指標	<p>2 「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-1① 消費生活センターの設立促進(人口5万人以上の全市町)を達成している都道府県の割合(平成32年度までに100%)</p> <p>※政策目標1-1については、平成27年4月1日時点で達成済み。</p>	<p>人口規模の小さい市区町村ほど消費生活センターの設置率が低くなっており、引き続き小規模市町村を中心に相談体制の強化を促す必要がある。(いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各年度4月1日時点の状況を記載。)</p>			<p>どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政推進交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働きかけるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。</p>	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
	40.4%	42.6%	51.1%			
	達成					
	<p>3 「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-1② 消費生活センターの設立促進(人口5万人未満の市町村の50%以上)を達成している都道府県の割合(平成32年度までに100%)</p>	<p>人口規模の小さい市区町村ほど消費生活センターの設置率が低くなっており、引き続き小規模市町村を中心に相談体制の強化を促す必要がある。(いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各年度4月1日時点の状況を記載。)</p>				<p>どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政推進交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働きかけるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。</p>
	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
	21.3%	25.5%	31.9%			
	達成					
	<p>1 消費生活センター設置カバー率※が80%以上の都道府県数(測定指標2、3関連)※各都道府県総人口におけるセンターが設置されている市町村の人口</p>	<p>消費生活センター設置カバー率が80%以上になった県は25県となった。(いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各年度4月1日時点の状況を記載。)</p>			<p>どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政推進交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働きかけるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。</p>	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
	24県	26県	25県			
	達成					
	<p>2 都道府県と市町村の相談件数における市町村の相談担当率(測定指標2、3関連)</p>	<p>市町村の相談担当率の全国平均は70.9%となった。(いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各前年度3月末時点の状況を記載。)</p>				<p>どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政推進交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働きかけるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。</p>
	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
		70.4%	70.9%			
	達成					
		達成				

		施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
測定指標	4 「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-2 管内自治体(市区町村)の50%以上に消費生活相談員を配置している都道府県の割合(平成32年度までに100%)	管内市町村の50%以上に消費生活相談員を配置している都道府県の割合は、1県の増加にとどまっており、多面的な取組を通じて、各都道府県における配置割合の引上げを図る必要がある。(いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各年度4月1日時点の状況を記載。)				○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		76.6%	80.9%	83.0%		
測定指標	5 「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引上げを達成している都道府県の割合(平成32年度までに100%)	消費生活相談員の資格保有率については、昨年度から減少していることから、多面的な取組を通じて、各都道府県における保有率の引上げを図る必要がある。(いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各年度4月1日時点の状況を記載。)			どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政推進交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働きかけるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。(再掲)	×
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		48.9%	51.1%	46.8%		
(参考指標)	3 消費生活相談員配置カバー率※が80%以上の都道府県数(測定指標4、5関連)※各都道府県総人口に対する相談員が設置されている市町村の人口	消費生活相談員配置カバー率が80%以上になった県は41県となった。(いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各年度4月1日時点の状況を記載。)			達成	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		37県	37県	41県		
測定指標	6 「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引上げ(各年度)を達成している都道府県の割合(平成32年度までに100%)	消費生活相談員の研修参加率については、80%未満も5県あることから、多面的な取組を通じて、各都道府県における研修参加率の引上げを図る必要がある。(いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各年度4月1日時点の状況を記載。)			達成	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		8.5%	10.6%	19.1%		
(参考指標)	4 消費生活相談員の研修参加率80%以上の都道府県の数もしくは割合(測定指標6関連)	消費生活相談員の研修参加率80%以上の都道府県の数もしくは割合(測定指標6関連)			達成	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		76.6%	89.4%	89.4%		



測定指標	7 「地方消費者行政強化作戦」政策目標3-1 適格消費者団体が存在するブロックの割合(平成32年度までに100%)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	
						○
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		66.7%	66.7%	66.7%		
	8 「地方消費者行政強化作戦」政策目標4-1① 消費者教育推進計画を策定している都道府県及び政令市の割合(平成32年度までに100%)	施策の進捗状況(実績)			どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政推進交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働きかけるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。(再掲)	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		43.3%	53.7%	79.1%		○
	9 「地方消費者行政強化作戦」政策目標4-1② 消費者教育推進地域協議会を設置している都道府県及び政令市の割合(平成32年度までに100%)	施策の進捗状況(実績)			どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政推進交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働きかけるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。(再掲)	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		53.7%	74.6%	88.1%		○
	10 「地方消費者行政強化作戦」政策目標5-1 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)(平成32年度までに100%)	施策の進捗状況(実績)			どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政推進交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働きかけるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。(再掲)	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
				3.8%		○

測定指標	11 地域の見守りネットワーク構築に向けた地方公共団体の取組に対する支援状況(説明会等実施回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
		消費者行政ブロック会議のほか、各種説明会の場で地域の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の構築に向けた情報提供を行った。			平成28年度		平成28年4月1日の改正消費者安全法の施行を踏まえ、地域の見守りネットワークに関する先進事例の収集及び情報提供を行うこと等により、地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置等の地域の見守りネットワーク構築に向けた取組を支援する。
		また、他の地方公共団体の取組の参考となるよう、消費者安全確保地域協議会設置済みの地方公共団体の事例を調査し、事例集の公表に向けて準備を行った(平成29年4月公表。)					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度			
26	46	32					
測定指標	12 都道府県等消費者行政担当課長会議の開催	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
		平成28年4月に都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当課長等を対象とした「都道府県等消費者行政担当課長会議」を開催し、国の消費者行政の最近の動向について、情報共有を図った。			平成28年度		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度			
		1	1	1			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度			
1	1	1					
測定指標	13 消費者行政ブロック会議の開催(回数)	施策の進捗状況(実績)			都道府県等消費者行政担当課長会議及び消費者行政ブロック会議を引き続き開催し、国と地方の意見交換や情報共有を図る。都道府県だけでなく市区町村も含めた「現場」の相談員等と意見交換を行う。	達成	
		平成28年9月から同年11月までにかけて、全国を6つのブロックに分け、都道府県・政令指定都市の担当課長との意見交換や情報共有の場としての「地方消費者行政ブロック会議」を全国各ブロックにおいて、1回開催した。					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度			
		6	6	6			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度			
6	6	6					
測定指標	14 消費者庁職員による「現場」との意見交換(回数)	施策の進捗状況(実績)			都道府県等消費者行政担当課長会議及び消費者行政ブロック会議を引き続き開催し、国と地方の意見交換や情報共有を図る。都道府県だけでなく市区町村も含めた「現場」の相談員等と意見交換を行う。	達成	
		全国10ブロックの担当者(各1名)が月1回程度、消費生活センター等を訪問するなど、消費生活相談の「現場」に積極的に向き、意見交換を行った。					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度			
		189	214	189			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度			
201	201	182					

測定指標	15 執行専門研修の開催 (参加人数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	
		特定商取引法及び景品表示法を中心に、執行実務に必要となる基礎知識の習得を目的とした「初任者研修」(平成28年5月)及び執行に必要な実務スキルの向上を目指した「専門研修」(同年10月)を実施し、都道府県等における執行力の強化を図った。			引き続き、執行専門研修の開催により地方公共団体の担当職員の一層の専門性の向上を図り、もって地方公共団体の人材強化に寄与するとともに消費者行政ブロック会議等の開催により情報共有を行い、国と都道府県との連携に資するよう支援を行う。	○
		355	563	525		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		463	456	437		
(参考指標)	5 都道府県別法執行の実施状況	施策の進捗状況(実績)			達成	○
		都道府県においても、法に基づく規制や指導が適正に行えるよう、研修により人材育成を行い、違反行為者に対して、措置命令や指導を行った。(景品表示法、JAS法、健康増進法、家庭用品品質表示法、特定商取引法、消費生活関係条例に基づく法執行件数)(いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各前年度3月末時点の状況を記載)				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		635	500	547		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		547	965	1,274		
測定指標	16 消費者ホットラインの運営(入電件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		消費者ホットラインの運営により、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、近くの消費生活相談窓口を案内するための体制整備を継続的に実施した。 また、平成27年7月から3桁の電話番号「188番(いやや!)」による案内を開始。 消費者庁ウェブサイトへの掲載、啓発チラシの作成・配布、各種会議を通じて周知を行った。 平成28年度の利用件数は前年度より約12万件増加した。			平成28年度	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	引き続き、消費者ホットラインの活用状況を踏まえつつ、一元的な電話番号で消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を、消費者の利便に資する形で実施する。3桁化で、消費者ホットラインがさらに覚えやすく活用しやすくなったことを地方公共団体の担当職員が出席する会議等で説明するとともに、消費者センターのチラシ等の媒体への掲載協力を求めるなどして周知を図り、利用促進を進める。 また、3桁化による利便性の向上に伴う消費者ホットラインの利用増加に対応できるよう土日祝日や消費生活センター等の一時的な閉所日(施設の設備点検等)における接続先の適切な設定等を行う。	
		236,081	242,015	308,519		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		344,000	688,437	812,207		

測定指標	17 国の行政機関等及び地方公共団体によるPIO-NETの利用状況(利用部署数、情報提供回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
		<p>国民生活センターと連携してPIO-NET2015への刷新(平成27年9月28日)を機に当庁が見直しを行い発出した「国の行政機関等におけるPIO-NET情報の利用指針」に基づき、国の行政機関等による利用を拡大した。また、全国の47都道府県警察による利用を推進するため、「都道府県警察におけるPIO-NET情報の利用指針」(平成28年9月5日付け)を新たに策定して発出し、都道府県警察による平成28年度中の利用開始により、PIO-NET情報の利用を拡大した。国の行政機関等及び都道府県警察のPIO-NET利用者に対し、PIO-NET2015の操作研修を実施し、PIO-NET情報の利用拡大を推進した。</p>			<p>国民生活センターと連携して、PIO-NETを適切に運用し、国の行政機関等による利用を推進する。また、PIO-NETを活用して、事業者に対する法執行・指導監督の権限を持つ地方公共団体の担当部署等への消費生活相談情報の共有を推進する。</p>	○
		(PIO-NETを利用している国の行政機関等の課室数)				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		74	98	112		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		131	135	196		
		(国の行政機関等への情報提供回数/地方公共団体の消費者行政部局から法執行・指導監督部署への情報提供回数)(※いずれも地方消費者行政の現況調査によって得られた各年度4月1日時点の状況を記載。)				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		706/-	976/-	1,568/-		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		2,506/-	2,457/4,004※	1,894/3,819※		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)  (判断根拠)	相当程度進展あり  測定指標5の「地方消費者行政教化作戦」政策目標2-3は、都道府県別では低下しているが、消費生活相談員全体でみれば、相談員数も資格保有率も上昇している。測定指標の3は、達成率は低く、今後の課題である。しかし、測定指標2と併せて捉えると、全体として消費生活センター設置の促進が図られており、その他の施策については目標達成となっていることから、施策全体としては「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	(実数値が減少等している測定指標) 測定指標3の「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-1②については、進捗率としては微増にとどまっている。人口規模の小さい市区町村ほど消費生活センターの設置率が低くなっており、小規模市町村を中心に相談体制の強化を促すための方策を検討してまいりたい。 測定指標5の「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-3については、2県の消費生活相談員の資格保有率が75%以下となり測定値が低下した。しかし、低下した2県とも相談員数は増加している。また消費生活相談員の資格保有率は、全体でみれば相談員数が増加している中でも上昇しており、この指標をもって必ずしも相談体制が後退したとはいえないが、今後増加した相談員が資格を取得し、更なる相談員の質の向上を目指すことが望ましい。 測定指標6「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-4については、研修参加率80%以上の都道府県は89.4%であることから、研修参加率が高まっていることが分かるので、目標達成と判断した。 測定指標10の「地方消費者行政強化教化作戦」政策目標5-1については、平成28年度から改正消費者安全法が施行され、各地方公共団体において消費者安全確保地域協議会設置の動きがあることから今後の設置数の増加が見込まれ、目標達成と判断した。 測定指標11の地域の見守りネットワーク構築に向けた地方公共団体の取組に対する支援としての説明会実施状況については、平成27年度と比べて実施回数が増加しているが、平成27年度は改正消費者安全法施行の前年であり特に地方公共団体からのニーズが高く、実施回数が多かったものである。平成28年度も地方公共団体のニーズに合わせて着実に説明会を行い、地域の見守りネットワーク構築を促進させたことから目標達成と判断した。 測定指標15は執行専門研修の開催(参加人数)は減少しているものの、参考指標4では都道府県別法執行の実施状況が、増加傾向にあり、研修の成果が読み取れるため目標達成と判断した。  (達成手段の有効性、効率性) 達成手段(1)「地方消費者政策推進経費」により実施している施策については、各測定指標の進捗状況欄に記載のとおり適切に実施されており、消費生活の「現場」である地方公共団体や地域の消費者団体等との連携・交流に寄与しているといえること、少額随意契約のものを除き、一般競争入札を実施して透明性、公平性を図り、単位当たりコストも妥当であることから、有効性、効率性が認められる。 達成手段(2)「地方消費者行政推進交付金」については、測定指標1から10までのとおり、本交付金を活用した当面の政策目標である「地方消費者行政強化作戦」等に基づき、目標に向けておおむね前進していること、各都道府県に対して毎年度、事業計画の提出を求め、適切に交付していることから、有効性、効率性が認められる。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・地方消費者行政の強化に向けて、引き続き国と地方の協働が求められることから、地方との連携・交流を推進する。 ・地方消費者行政に関する財政措置については、事業の効果がある程度発現していると認められる一方、今後に向けて以下のような課題が挙げられることから、引き続き「地方消費者行政強化作戦」に基づき、どこに住んでも質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備に取り組む。 ・各都道府県に対して、ブロック会議や説明会等で「地方消費者行政強化作戦」の達成に向けて、地方消費者行政活性化基金の積極的な活用や各政策目標について丁寧な説明を行ない、各地方公共団体の取組を促進させる。また、消費者安全確保地域協議会設置については、平成29年度に都道府県知事に対し、消費者庁長官から消費者安全確保地域協議会の設置促進を依頼する文書を発出しており、引き続き、積極的に働き掛けていく。 ①人口規模の小さい市区町村ほど消費生活センターの設置率が低くなっており、小規模市町村を中心に相談体制の実質的な強化の面で課題が残っている。(政策目標2-1②関係) ②消費生活相談員の研修参加率については、相談体制の実質的な強化を図ることで研修中の相談員に代替する人員を確保したり、各地方から参加しやすいように国民生活センターにおける研修の利便性を向上させる等、多面的な取組を行うことにより、引き続き引上げを図る必要がある。(政策目標2-3関係) ・「消費者行政ブロック会議」、「地方消費者フォーラム」の開催に当たっては、参加者からの意見を踏まえながら、より効率的な運営を実施する。 ・「消費者ホットライン」の運営に当たっては、利用件数なども踏まえながら、より効率的な執行管理を行う。  【測定指標】 ・継続的に取り組むべきものであり、平成28年度以降も同様の指標を設定する予定である。	
学識経験を有する者の知見の活用	・測定指標2、3の参考指標や、測定指標4、5の参考指標は、指標そのものが分かりづらい。例えば、「カバー率上昇幅」や「相談分担率」など。指標の記載を見直すとともに、その内容が分かるよう施策の進捗状況(実績)欄に記載してほしい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ修正。  ・測定指標3、5を「達成せず」と判断するに当たっては、今後の課題についての認識があるはず。目標達成度合いの測定結果に係る「判断根拠」欄の記載においても、このことが文面上明らかになるよう記述してほしい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ修正。		

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方消費者行政強化作戦」(平成27年3月)  <a href="http://www.caa.go.jp/region/pdf/tihou_kyoka_1.pdf">http://www.caa.go.jp/region/pdf/tihou_kyoka_1.pdf</a></li> <li>・「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況(平成29年3月時点)  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/pdf/local_consumer_administration_170315_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/pdf/local_consumer_administration_170315_0001.pdf</a></li> <li>・平成28年度 地方消費者行政の現況調査(平成28年11月)  <a href="http://www.caa.go.jp/region/chihou1_7.html">http://www.caa.go.jp/region/chihou1_7.html</a></li> </ul>
----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>消費者教育・地方協力課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>消費者教育・地方協力課長 金子 浩之</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	--------------------	---------------	-------------------------------	-----------------	----------------

# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-⑤)

施策名	物価対策の推進					
施策の概要	各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時においては、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。					
達成すべき目標	物価の安定に資する施策の推進により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	54	52	58	63
		補正予算(b)	-0	-0	-0	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	54	51	58	
執行額(百万円)		42	51	41		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 3(2)⑯、4(4)②					

測定指標	1 消費者から寄せられたトラブル事例など、電力及びガスの小売全面自由化に関する消費者保護のための情報提供の回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成29年4月からガスが小売全面自由化となることから、平成29年3月に、消費者への制度の周知や消費者トラブルの未然防止のため、注意喚起を実施するとともに、物価モニター調査の追加項目において消費者への影響について調査した。			平成28年度	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	電力・ガス取引監視等委員会や国民生活センターと連携して消費者から寄せられたトラブル事例を公表するなど、電力及びガスの小売全面自由化に関する消費者保護のための情報提供を行う。	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
(参考指標)	1 物価モニター調査の追加項目における電力及びガスの小売全面自由化に関する消費者への影響調査の回数	平成23年度	平成24年度	平成25年度	○	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		2回 (平成28年4・8月)
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		

測定指標	2 公共料金の決定過程の透明性等を確保する措置の実施状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		東京電力の電気料金値上げ後のフォローアップについて、消費者委員会へ付議し、回答を得た後、消費者庁から経済産業省へ要請を行った。 このほか、電力託送料金の審査等について、消費者委員会へ諮問し、答申を受けた後、経済産業大臣へ意見書を提出し、答申に対して速やかに対応するよう、要請を行った。 公共料金等の改定に際して、物価問題に関する関係閣僚会議の開催等により、消費者利益を擁護する観点から、消費者の意見を反映させた。具体的には、一般乗用旅客自動車運送事業(東京都特別区・武三地区)の運賃組替えについて、平成28年12月に物価問題に関する関係閣僚会議を持回り開催し、了承を得た。			平成28年度	消費者委員会を活用して、公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題の検討、及び値上げされた電気料金のフォローアップに資する材料を整理する。
	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	3 物価モニター調査実施回数	物価モニター調査について、全国47都道府県の物価モニター2,000人に生活関連物資等の価格の動向や物価動向についての意識等を調査し、結果を毎月ウェブサイトにて公表した。 物価モニター調査の結果を通じ、消費者等は(物価の高騰や下落など)物価動向を把握することが可能となっている。			平成28年度	物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い、ウェブサイトを通じた消費者への情報提供を行う。
	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
			3回 (平成25年10・12月、26年3月)			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
	6回 (平成26年4・6・10・12月、27年2月)	12回 (各月1回)	12回 (各月1回)			
4 物価モニター掲載ページへのアクセス数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	物価モニター調査について、全国47都道府県の物価モニター2,000人に生活関連物資等の価格の動向や物価動向についての意識等を調査し、結果を毎月ウェブサイトにて公表した。 物価モニター調査の結果を通じ、消費者等は(物価の高騰や下落など)物価動向を把握することが可能となっている。				○	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
			36,834回			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
	127,882回	181,920回	178,838回			



評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠)	いずれも平成28年度に設定した目標を達成することができた。 したがって、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(実績値が減少している測定指標) 測定指標1については、前年度より実績値が減少しているが、消費者への制度の周知や消費者トラブルを未然に防止するために必要な回数を実施していることから目標達成とした。 測定指標4については、前年度より実績値が減少しているが、同水準であることに加え、平成26年度と比較すると大幅に増加していることから本年も目標達成とした。  (達成手段の有効性、効率性) 達成手段(1)「物価対策の推進に必要な経費」により、物価モニター調査を実施し、物価動向等を把握するとともに、消費者への情報提供を行った。電力及びガスの小売全面自由化に関する消費者保護のための情報提供については、制度の説明や適切な相談窓口などを内容とした消費者への注意喚起を公表した。公共料金等の改定に際しては、物価問題に関する関係閣僚会議の開催等により、消費者利益を擁護する観点から、消費者の意見を反映させた。物価モニター調査については、予定どおり年12回実施し、消費者へ結果の情報提供についても調査実施月内に行うことができた。 これらに鑑みれば、本達成手段は、有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成28年度については、設定した目標についていずれも達成することができた。本施策は継続的に取り組むべきものであり、平成29年度以降も引き続き本施策を実施していく。  【測定指標】 継続的に取り組むべきものであり、平成29年度以降も同様の指標を設定する予定である。	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・測定指標1について、電力及びガスの小売全面自由化などの制度改革によって、実際の物価にどのような影響を与えているかのチェックや評価をする必要があり、こういった取組を測定指標に設定すべきではないか。(平成29年7月10日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ、参考指標を追加。また、測定指標の設定については、次期事前分析表作成の際に検討する。</p> <p>・測定指標3と4の「施策の進捗状況(実績)」の記載について、物価モニター調査及び公共料金に関する調査の結果を公表することが、どのように消費者政策へ反映されているかが分かるように記載すべきではないか。(平成29年7月10日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ修正。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標1】 消費者庁「電力・ガス小売全面自由化に関する情報」 (<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/price_measures/electricity_liberalization.html#new">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/price_measures/electricity_liberalization.html#new</a>)</p> <p>【測定指標2】 内閣府消費者委員会「公共料金等専門調査会」 (<a href="http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/index.html">http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/index.html</a>)</p> <p>【測定指標3、4】 消費者庁「物価モニター調査」 (<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/price_measures/index.html#price_monitor">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/price_measures/index.html#price_monitor</a>)</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	消費者調査課	作成責任者名	消費者調査課長 澤井 景子	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--------	--------	------------------	----------	---------

# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-⑥)

施策名	消費者政策の推進に関する調査・分析					
施策の概要	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な消費者政策を推進する上で有用な各種調査・分析を行う。</p> <p>調査結果の公表に加え、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた、消費者基本法(昭和43年法律第78号)第10条の2の規定に基づく年次報告書(以下「消費者白書」という。)の作成・公表を行う。</p> <p>消費者安全法(平成21年法律第50号)の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を国会に報告する。</p> <p>消費者志向経営を推進するため、事業者にも有益となる消費者志向の意義、推進に向けた方策の在り方等について、検討する。</p>					
達成すべき目標	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する政策を推進する上で有用な各種調査・分析を実施することで、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。</p> <p>「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」を開催し、検討結果を取りまとめる。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	82	82	75	94
		補正予算(b)	-0	-0	-0	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	82	82	75	
執行額(百万円)		46	55	54		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 4(1)①、4(1)②、4(1)③、4(3)②					

測定指標	1 関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターへの消費者白書提供数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年5月24日に消費者基本法に基づく国会への報告を行い、消費者庁ウェブサイトでの公表及び冊子により国民や関係団体への情報提供を行った(消費者安全法の規定に基づく国会報告と合冊。)			平成28年度	○
平成23年度	平成24年度	平成25年度	消費者基本法の規定に基づき、消費者白書を作成し、国会に報告する。また、関係行政機関、関係団体及び国民生活センターへ報告書を提供する等、広く国民に情報提供する(消費者安全法の規定に基づく国会報告と合冊。)			
		約4,200部				
平成26年度	平成27年度	平成28年度				
約4,500部	約4,500部	約4,500部				
測定指標	2 関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への消費者安全法に基づく国会報告の報告書提供数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年5月24日に消費者基本法に基づく国会への報告を行い、消費者庁ウェブサイトでの公表及び冊子により国民や関係団体への情報提供を行った(消費者基本法の規定に基づく国会報告と合冊。)			平成28年度	○
平成23年度	平成24年度	平成25年度	消費者安全法の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を国会に報告する。また、関係行政機関、関係団体及び国民生活センターへの当該国会報告を提供する等、広く国民に情報提供する(消費者白書と合冊。)			
		約4,200部				
平成26年度	平成27年度	平成28年度				
約4,500部	約4,500部	約4,500部				

測定指標	3 消費者意識基本調査掲載ページアクセス数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	○
	<p>消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した「消費者意識基本調査」を実施した。</p> <p>また、その結果及び消費者事故情報や全国消費生活情報ネットワーク・システム情報等を活用して「消費者被害・トラブル額の推計」を実施した。</p> <p>このほか、個別テーマの調査項目を設定した「消費生活に関する意識調査」を実施した。これらの結果については、関係部署に周知するとともに、公表し、ウェブサイトに掲載した。</p>				<p>消費者政策の企画立案のため、次の1)から3)までの調査を実施する。</p> <p>1)消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。</p>	
						<p>2)既存の消費者事故等情報や全国消費生活情報ネットワーク・システム情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。</p> <p>3)上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等を実施する。</p>
	4 消費者白書掲載ページアクセス数	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
						○
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		1,335,247件	1,807,485件	2,730,332件		○
	5 消費行動、消費者問題等に関する有識者へのヒアリング実施回数	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
						○
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
				7回		○
	6 消費者志向経営を促進するセミナーやシンポジウム及び研修の開催回数	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標	
					平成28年度	○
					<p>事業者の消費者志向経営の促進を図るため、関係団体における有用な事例の共有や連携強化を目的とした意見交換会を実施する。また、事業者の消費者志向経営に対する意識を更に喚起することを目的としたシンポジウム、事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修を開催する。また、企業に対し、消費者志経営推進に向けた自主宣言の取組を促す。</p>	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		○
				4回		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	目標達成 いずれも平成28年度に設定した目標を達成することができた。 したがって、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	<p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>達成手段(1)「消費者政策の企画立案のための調査等経費」により、消費者基本法の規定に基づき消費者白書を作成し、平成28年5月24日に取りまとめ結果を国会に報告した(消費者安全法の規定に基づく国会報告と合冊)。また、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターへの報告書を提供する等、広く国民に情報提供を行った。</p> <p>達成手段(2)「事業者連携推進に必要な経費」により、消費者志向経営推進に向けたキックオフシンポジウムを開催し、消費者庁を中心とする行政機関、事業者団体、消費者団体で構成される消費者志向経営推進組織(プラットフォーム)を設けるとともに、推進活動の一つである「消費者志向経営自主宣言・フォローアップ活動」を開始するなどした。</p> <p>達成手段(3)「有識者を交えた消費行動に関する研究」により、消費行動、消費者問題等に関する有識者を招き、庁内職員を対象とする勉強会を7回開催した。</p> <p>いずれの達成手段も最小限度の費用で取組を実施したため、本達成手段は有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>平成28年度については、設定した目標についていずれも達成することができた。本施策は継続的に取り組むべきものであり、平成29年度以降も引き続き本施策を実施していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>継続的に取り組むべきものであり、平成29年度以降も同様の指標を設定する予定である。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・消費者志向経営の推進は、いかにして企業に中身の伴った事業活動を実行してもらえるかが重要である。測定指標6は、現在はシンポジウムの開催のみとなっているが、今後は、企業に対するモデル指標の提示、企業が行う消費者志向経営が中身の伴ったものであるかの確認、企業に対する優良事例の情報提供等の取組に変更していくべきではないか。(平成29年7月10日 消費者庁政策評価有識者懇談会)</p> <p>→指摘を踏まえ、消費者志向経営の実態把握につながる測定指標の検討を今後行ってまいりたい。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標1、2、4】</p> <p>消費者庁「消費者白書」 (<a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/index_15.html">http://www.caa.go.jp/adjustments/index_15.html</a>)</p> <p>【測定指標3】</p> <p>消費者庁「消費者意識基本調査」 (<a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/index_16.html">http://www.caa.go.jp/adjustments/index_16.html</a>)</p> <p>【測定指標6】</p> <p>消費者庁「消費者志向経営推進組織の活動」 (<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/consumer_oriented_management/propulsion_organization/">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/consumer_oriented_management/propulsion_organization/</a>)</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	消費者調査課	作成責任者名	消費者調査課長 澤井 景子	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--------	--------	------------------	----------	---------

# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-⑦)

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進				
施策の概要	<p>行政機関や事業者から関係法令に基づき事故情報を収集するとともに、医療機関を含む多様な主体から事故情報を幅広く収集する。                  収集した事故情報を定期的に公表するとともに、消費者への注意喚起、事業者への働きかけ等の対応を行う。                  重大事故等が発生した場合の緊急時には、必要に応じ、関係省庁による緊急対策本部等を設置し、的確に対応する。                  食品を始めとした消費者安全に関し、時宜に合ったテーマを選定し、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め、自らの判断により適切な消費行動が行えるよう、継続してリスクコミュニケーションを推進する。消費者の目線に立ち、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携しつつ、消費者への分かりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努める。                  消費者安全調査委員会は、生命・身体被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行う。</p>				
達成すべき目標	<p>生命・身体被害に係る消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信することにより、消費者事故等による被害の発生又は拡大を防止する。                  食品を始めとした消費者安全に関するリスクコミュニケーションを一層促進することにより、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め自らの判断により適切な消費活動を行うことができるような取組を推進する。                  消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(百万円)	当初予算(a)	245	234	222	225
	補正予算(b)	-3	-3	-0	
	繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	241	231	222	
執行額(百万円)		162	169	170	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○消費者基本計画工程表(平成28年7月19日改定) 施策番号 1(1)③、1(1)⑥、1(1)⑦、1(2)①、1(2)②、1(2)③、1(3)①、1(4)①、1(4)④、1(4)⑥、1(4)⑬、5(1)②				

測定指標	1 貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づく認定事業者数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	
(参考指標)	貸切バスに関する取組	平成26年度	平成27年度	平成28年度	消費者意識基本調査の結果やセーフティーバスマークの普及状況を参照し、消費者が安全性を考慮してバスツアー商品を選択できるような環境整備に向けた取組の検討を行う。	○
		貸切バスに関する消費者の利用状況、安全性に関する意識等について把握するため、消費者意識調査を行い(平成28年4月)、バスの安全対策を確認することへの消費者の潜在的ニーズが高い等の結果が得られた。				
測定指標	2 まつ毛エクステンションに係る被害件数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	まつ毛エクステンションによる事故情報の収集及び分析を継続的に実施し、必要に応じた対策を行う。	○
		まつ毛エクステンションによる危害を防止するため、引き続き事故情報の収集に努めた。 ・(一社)日本まつげエクステメーカー連合会が開催する、トラブル減少を実現するための「まつ毛エクステンション業界会議」に後援、参加し、業界の安全性確保のための取組などの業界動向の注視に努めた。				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
			92件	111件		

		施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
測定指標	3 子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議の開催回数	関係府省庁が緊密に連携して子供の事故防止に関する取組の推進を図るため、平成28年6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」(9府省庁が参加)を設置し、消費者庁が事務局となって3回開催した(平成28年6月及び11月、平成29年3月)。			子供の事故を防止するために、保護者の事故防止意識を高めるための啓発活動、教育・保育施設等の関係者による取組、子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等の総合的な取組を行う。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
				3回		
	4 消費者安全法の規定に基づく消費者事故等の通知件数	施策の進捗状況(実績)			平成28年度	○
		<p>・消費者安全法の規定に基づき通知された生命・身体被害に関する消費者事故等の全件について、定期的に(原則週1回)公表を行った。</p> <p>・平成27年度に通知された重大事故等について追跡確認状況を追記し一覧にして、公表を行った(平成28年6月)。</p> <p>・事故通知等の徹底について、消費者行政ブロック会議等を通じて地方公共団体等へ依頼した。</p>				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		2,889件	2,813件	3,511件		
	5 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大製品事故の報告件数	施策の進捗状況(実績)			消費者安全法の規定等に基づく事故情報、その他消費者庁へ寄せられる事故情報の収集及び消費者庁としての対応を適切に行うとともに、収集及び対応についての体制について常に検証を行い必要に応じて見直しを行う。 生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応について、被害の重篤度、拡大可能性等を踏まえて優先度をつけた対応を行う。 消費者庁に寄せられる事故情報について適切な分析を継続的に実施する。それらの事故情報から被害の発生の動向を的確に把握し、消費者への注意喚起や商品テスト等の情報提供をタイムリーに行う。	○
		<p>・消費生活用製品安全法の規定に基づき報告のあった重大製品事故の全件について、定期的に(原則週2回)公表を行った。</p> <p>・平成27年度リコール対象製品に関する重大製品事故について、被害の拡大可能性等を踏まえた適切な分析を行い、消費者への注意喚起を行った(平成28年5月)。</p> <p>・平成27年度に報告のあった重大製品事故の一覧について、公表を行った(平成28年6月)。</p>				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		1,169件	1,077件	941件		
6 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報の収集・活用状況 (1)報告件数 (2)注意喚起件数 (3)子ども安全メール配信数	施策の進捗状況(実績)			達成	○	
	<p>・医療機関ネットワーク事業参画医療機関から報告のあった事故情報(8,286件)を活用分析し、被害の重篤度、拡大可能性等も踏まえ、注意喚起3件、子ども安全メールの配信(32件)を実施した。また、必要に応じ、関係機関へも情報提供を行った。</p>					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
	(1)5,480件 (2)- (3)0件	(1)5,003件 (2)- (3)0件	(1)6,906件 (2)2件 (3)17件			
平成26年度	平成27年度	平成28年度				
(1)7,853件 (2)6件 (3)15件	(1)7,733件 (2)5件 (3)34件	(1)8,286件 (2)3件 (3)32件				

測定指標	7 事故情報データベースへの事故情報登録件数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成								
		<p>・所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し、事故情報データベース等を通じて公表した。</p> <p>・事故情報の登録件数を増加させるとともに、注目事故情報や注目事故情報リストを随時更新した。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> </tr> <tr> <td>27,729件</td> <td>25,457件</td> <td>29,801件</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>28,864件</td> <td>25,960件</td> <td>28,284件</td> </tr> </table>	平成23年度	平成24年度	平成25年度	27,729件	25,457件	29,801件	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28,864件	25,960件	28,284件
平成23年度	平成24年度	平成25年度												
27,729件	25,457件	29,801件												
平成26年度	平成27年度	平成28年度												
28,864件	25,960件	28,284件												
8 生命・身体分野に関する注意喚起件数(消費者安全法の規定に基づくものを除く。)	施策の進捗状況(実績)			<p>消費者安全法の規定等に基づく事故情報、その他消費者庁へ寄せられる事故情報の収集及び消費者庁としての対応を適切に行うとともに、収集及び対応についての体制について常に検証を行い必要に応じて見直しを行う。</p> <p>生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応について、被害の重篤度、拡大可能性等を踏まえて優先度をつけた対応を行う。</p> <p>消費者庁に寄せられる事故情報について適切な分析を継続的に実施する。それらの事故情報から被害の発生動向を的確に把握し、消費者への注意喚起や商品テスト等の情報提供をタイムリーに行う。(再掲)</p>	達成									
	<p>関係行政機関等から収集した事故情報等を分析し、被害の重篤度、拡大可能性等も踏まえ、15件の注意喚起を行い、消費者被害の発生・拡大防止に努めた。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> </tr> <tr> <td>10件</td> <td>28件</td> <td>32件</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>12件</td> <td>16件</td> <td>15件</td> </tr> </table>	平成23年度	平成24年度		平成25年度	10件	28件	32件	平成26年度	平成27年度	平成28年度	12件	16件	15件
平成23年度	平成24年度	平成25年度												
10件	28件	32件												
平成26年度	平成27年度	平成28年度												
12件	16件	15件												
9 消費者安全法の規定に基づく生命・身体分野への措置状況(第38条～第42条関係) (1)措置件数 (2)分析した事故情報を活用した情報提供(注意喚起、SNS配信等)の件数	施策の進捗状況(実績)			<p>消費者安全法の規定に基づく生命・身体分野への措置には至らなかったが、関係行政機関等から収集した事故情報等を分析し、必要な情報提供に活用した。</p> <p>消費者庁に寄せられる事故情報について適切な分析を継続的に実施する。それらの事故情報から被害の発生動向を的確に把握し、消費者への注意喚起や商品テスト等の情報提供をタイムリーに行う。(再掲)</p>	達成									
	<p>消費者安全法の規定に基づく生命・身体分野への措置には至らなかったが、関係行政機関等から収集した事故情報等を分析し、必要な情報提供に活用した。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> </tr> <tr> <td>(1)0件 (2)-</td> <td>(1)1件 (2)-</td> <td>(1)0件 (2)-</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>(1)1件 (2)-</td> <td>(1)0件 (2)75件</td> <td>(1)0件 (2)83件</td> </tr> </table>	平成23年度	平成24年度		平成25年度	(1)0件 (2)-	(1)1件 (2)-	(1)0件 (2)-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	(1)1件 (2)-	(1)0件 (2)75件	(1)0件 (2)83件
平成23年度	平成24年度	平成25年度												
(1)0件 (2)-	(1)1件 (2)-	(1)0件 (2)-												
平成26年度	平成27年度	平成28年度												
(1)1件 (2)-	(1)0件 (2)75件	(1)0件 (2)83件												
10 商業施設外を含めた、遊戯施設の事故に関する情報提供の回数	施策の進捗状況(実績)			<p>公園の遊具による子どもの窒息事故発生後、速やかに子ども安全メールやツイッターで事故防止のポイントを情報提供した(平成29年2月)。</p>	達成									
	<table border="1"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> </tr> <tr> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>/</td> <td>/</td> <td>1回</td> </tr> </table>	平成23年度	平成24年度		平成25年度	/	/	/	平成26年度	平成27年度	平成28年度	/	/	1回
平成23年度	平成24年度	平成25年度												
/	/	/												
平成26年度	平成27年度	平成28年度												
/	/	1回												
11 緊急時対応訓練の回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成									
	<p>食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省と連携し、食品安全等に関する緊急事態を想定した実践的な緊急時対応訓練を実施した。想定した事案の詳細を関係府省の担当者にも当日まで明かさぬ抜き打ち方式で実施し、以下の項目を重点的に確認した(平成29年1月)。</p> <p>① 情報入手体制の整備 ② 消費者庁内での連携 ③ 総括官会議を通じた関係府省との連携 ④ 消費者への情報発信</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> </tr> <tr> <td>/</td> <td>/</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>4回</td> </tr> </table>	平成23年度	平成24年度	平成25年度	/	/	1回	平成26年度	平成27年度	平成28年度	2回	2回	4回	<p>緊急事態等においては、消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。</p> <p>関係府省と相互に十分な連絡及び連携を図りながら緊急時対応訓練を毎年度実施する。</p> <p>加えて、職員の緊急事態に対する意識の醸成を図り、円滑な危機対応が可能となるよう、業務の流れや分担等の確認を定期的実施する。</p>
平成23年度	平成24年度	平成25年度												
/	/	1回												
平成26年度	平成27年度	平成28年度												
2回	2回	4回												

測定指標	12 リコール情報提供状況 (1)登録件数 (2)SNSでの情報提供件数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成												
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成28年度	○												
		<p>・リコール情報サイトの情報について、製品別テーマによる整理を行い、消費者に分かりやすい情報発信に努めた。</p> <p>・重要なリコール情報を消費者庁ツイッター等で周知した。</p> <p>・リコール情報を収集し、収集した情報を「消費者庁リコール情報サイト」において一元的に提供した。これにより、消費者はサイトの検索機能等を用いて、手持ちの製品がリコール対象か否かを確認できるようになっている。また、ツイッターによる周知によって、同サイトのアクセス件数が増加した。</p>			<p>消費者の利便性向上に資するよう掲載内容の充実や使いやすいサイト運営等を行い、リコール情報を効果的に発信する。</p>		達成											
						○												
	13 メルマガ登録者数	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,852件</td> <td>6,747件</td> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> <tr> <td>7,001件</td> <td>7,432件</td> <td>7,954件</td> </tr> </tbody> </table>			平成23年度	平成24年度	平成25年度		5,852件	6,747件	平成26年度	平成27年度	平成28年度	7,001件	7,432件	7,954件		達成
平成23年度	平成24年度	平成25年度																
	5,852件	6,747件																
平成26年度	平成27年度	平成28年度																
7,001件	7,432件	7,954件																
	14 当該年度月当たり平均サイトアクセス件数	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>101万件</td> <td>182万件</td> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> <tr> <td>222万件</td> <td>396万件</td> <td>455万件</td> </tr> </tbody> </table>			平成23年度	平成24年度	平成25年度		101万件	182万件	平成26年度	平成27年度	平成28年度	222万件	396万件	455万件		達成
平成23年度	平成24年度	平成25年度																
	101万件	182万件																
平成26年度	平成27年度	平成28年度																
222万件	396万件	455万件																
	15 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施状況 (1)報告書件数 (2)事故調査実施件数 (3)申出受付件数(うち、事故防止の情報提供件数(ワンポイントアドバイス))	<p>事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(1)0件 (2)5件 (3)73件(うち0件)</td> <td>(1)5件 (2)2件 (3)57件(うち19件)</td> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> <tr> <td>(1)6件 (2)2件 (3)40件(うち11件)</td> <td>(1)4件 (2)2件 (3)29件(うち6件)</td> <td>(1)4件 (2)2件 (3)50件(うち2件)</td> </tr> </tbody> </table>			平成23年度	平成24年度	平成25年度		(1)0件 (2)5件 (3)73件(うち0件)	(1)5件 (2)2件 (3)57件(うち19件)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	(1)6件 (2)2件 (3)40件(うち11件)	(1)4件 (2)2件 (3)29件(うち6件)	(1)4件 (2)2件 (3)50件(うち2件)	<p>平成28年度</p> <p>消費者安全調査委員会 は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>	○
平成23年度	平成24年度	平成25年度																
	(1)0件 (2)5件 (3)73件(うち0件)	(1)5件 (2)2件 (3)57件(うち19件)																
平成26年度	平成27年度	平成28年度																
(1)6件 (2)2件 (3)40件(うち11件)	(1)4件 (2)2件 (3)29件(うち6件)	(1)4件 (2)2件 (3)50件(うち2件)																
	16 関係府省間の連携強化を図るための食品安全に関する各種会議の開催状況 (1)関係府省連絡会議(年2回) (2)幹事会(週1回) (3)リスクコミュニケーション担当者会議(隔週1回) (4)食品リスク情報関係府省担当者会議(月1回)	<p>関係府省間の連携強化を図るための食品安全に関する各種会議を定期的に開催した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(1)1回 (2)31回 (3)18回 (4)9回</td> <td>(1)2回 (2)41回 (3)24回 (4)12回</td> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> <tr> <td>(1)2回 (2)46回 (3)24回 (4)12回</td> <td>(1)2回 (2)45回 (3)25回 (4)12回</td> <td>(1)2回 (2)45回 (3)25回 (4)12回</td> </tr> </tbody> </table>			平成23年度	平成24年度	平成25年度		(1)1回 (2)31回 (3)18回 (4)9回	(1)2回 (2)41回 (3)24回 (4)12回	平成26年度	平成27年度	平成28年度	(1)2回 (2)46回 (3)24回 (4)12回	(1)2回 (2)45回 (3)25回 (4)12回	(1)2回 (2)45回 (3)25回 (4)12回	<p>平成28年度</p> <p>食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」に基づき、引き続き、体制整備を図りつつ、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じる。</p>	○
平成23年度	平成24年度	平成25年度																
	(1)1回 (2)31回 (3)18回 (4)9回	(1)2回 (2)41回 (3)24回 (4)12回																
平成26年度	平成27年度	平成28年度																
(1)2回 (2)46回 (3)24回 (4)12回	(1)2回 (2)45回 (3)25回 (4)12回	(1)2回 (2)45回 (3)25回 (4)12回																



測定指標	17 意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
					<p>食品の安全性に関し、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを推進する。</p> <p>関係府省庁や地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会に加え、大消費地での親子参加型イベントに出展する等、新たな取組も行う。</p>	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
77.3%	85.4%	95.1%				
平成26年度	平成27年度	平成28年度				
88.1%	86.7%	83.7%				
測定指標	18 「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」(平成28年2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ)に沿った食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会の開催回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
		<p>関係府省間との情報共有を図るため廃棄食品の不正流通事案に関する会議を事件発覚後(平成28年1月)から、事案の早期解明のために重点的に開催した。</p>			<p>各府省連携の下、当該事件の全容解明に向けて取り組むとともに、再発防止策について検討を行う。</p>	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
/	/	/				
平成26年度	平成27年度	平成28年度				
/	5回	11回				
測定指標	19 製造物責任法に関する裁判例の収録内容の更新回数	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
		<p>平成28年1月から12月までの製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、訴訟情報を更新した(平成29年3月)。</p>			<p>製造物責任法に関する裁判例を収集・分析した上で、論点別に裁判例を抽出・整理・公表する。</p>	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
/	/	/				
平成26年度	平成27年度	平成28年度				
/	1回	1回				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)  (判断根拠)	目標達成 全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。
	施策の分析	<p>(実績値が減少している測定指標)</p> <p>測定指標5について、測定指標である報告件数は、事故件数が前提となる。事故件数は、消費者庁の事故防止の取組等により実際に被害が減少していること、事故報告を行う主体側の業務実施状況、その他社会のあらゆる要素等により左右されるものであり、件数の増減のみで事業の成果を図ることは困難であるが、消費生活用製品安全法に基づき報告された事故情報について適切な分析を行い、消費者への注意喚起に寄与したことから、目標達成とした。</p> <p>測定指標8については、前年度と比べて件数が微減しているが、これは注意喚起の報道等による取り上げられ方やSNS等での波及状況等を踏まえ、より焦点を絞った注意喚起を行ったためであり、目標達成とした。</p> <p>測定指標15(3)のワンポイントアドバイスについては、昨年度より実績が下がっているが、様々な申出のうち、消費者安全の向上に資すると考えられる事案を精査して公表した結果であるため目標達成とした。なお、平成28年3月には申出を端緒として収集した情報をレポートとして公表した。</p> <p>測定指標17について、参加者の理解度が対前年で3ポイント減少したが、これは複数あるテーマのうち、新たな検査体制について参加者と共考した「食品中の放射性物質」での理解度が低い傾向にあったことによるものである。今回初めて取り組んだ困難な内容であったが、単独でも8割、他テーマを含めた全体では8割強の理解度が得られていることから、目標達成とした。</p> <p>(達成手段の有効性・効率性)</p> <p>達成手段(1)消費者の安全確保のための施策の推進については、関係行政機関等から収集した生命身体被害に係る消費者事故等の情報を活用し、消費者への注意喚起等を的確に行うとともに、消費者安全調査委員会において、消費者事故等を幅広い視点から調査し、報告書を取りまとめるなど、消費者被害の発生・拡大防止に資する取組を実施することができた。</p> <p>達成手段(2)リスクコミュニケーション等の推進に必要な経費については、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション事業は消費者が正確な情報に接し、理解を深め、消費行動に活かすことができるように啓発を行う重要なものであり、事業の目的に沿った活動となっていることから、適切な活動・成果であると評価できる。</p> <p>達成手段(3)リコール情報周知の強化のために必要な経費については、リコール情報サイトにて製品別テーマによる整理を行い、消費者に分かりやすい情報発信を行うとともに、ツイッター等のSNSを活用したリコール情報周知に努め、消費者被害の発生・拡大に資する取組を実施することができた。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>政策評価が政策・予算の見直しに使いやすく、国民に分かりやすいものとして一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き、政策評価を推進していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>本施策は生命・身体に係る消費者事故の発生を防止し、またその拡大を防ぐことを目標にするなど、指標の増減で施策の成果を図ることは困難であるが、可能な限り定量的な指標を設定するとともに、定性的な指標を設定する際も国民に分かりやすいものとして活用できるよう適切に設定することとする。</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・測定指標5の報告件数は、件数の短期的な推移を問題にするために測るものではないが、一元的に集まった情報を消費者庁がどのように分析・活用し情報提供できているかということが重要である。定性的に掲げている目標を達成するために、集約した情報をどのように工夫して分析・活用しているというところをもう少し明らかにしてほしい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ修正。</p> <p>・測定指標10について、情報発信の回数を「1」としているが、その内容が不明。目標との関係でどのような取組であったのかを記載してほしい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ修正。</p> <p>・測定指標11について、訓練の内容が一見して分かりづらい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ修正。</p> <p>・測定指標12について、リコール情報の配信件数は非常に多く、消費者が全て確認するのは困難。一方で、リコール情報サイトそのものにアクセスすると、トピックスが整理されており、情報が重要度とともに消費者に伝わりやすい構成になっている。情報量が充実していることも重要ではあるが、情報は集約して注意点を分かりやすく消費者に伝えることが望ましい。この点に工夫をして取組を継続してほしい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →今後の業務の参考とさせていただく。</p> <p>・測定指標14は測定指標12における取組の帰結であるので、次年度以降は、測定指標13との順を逆にしはどうか。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ、次期事前分析表作成の際に検討する。</p> <p>・測定指標15について、新たな「レポート」においても、ワンポイントアドバイスの良さをなくさない方向で取り組んでいただきたい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘いただいた方向で取り組んでいるところであり、今後も継続してまいります。</p> <p>・測定指標18について、件数が昨年度より増えているということはどのように評価できるのかということが明らかでない。回数が増えている要因について明らかにした方がよいのではないか。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘の点を踏まえ修正。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>【測定指標1】 貸切バスに関する消費者意識調査について (<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160420kouhyou_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160420kouhyou_1.pdf</a>)</p> <p>【測定指標3】 「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」について (<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/children_accident_prevention.html">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/children_accident_prevention.html</a>)</p> <p>【測定指標4, 5】 消費者安全法等に基づく重大事故等の一覧表(年間) (<a href="http://www.caa.go.jp/safety/index28.html">http://www.caa.go.jp/safety/index28.html</a>)</p> <p>【測定指標5】 リコール製品による重大事故が多発！ただちに使用を中止し、御確認ください －平成27年度 リコール対象製品に関する重大製品事故について－ (<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160518kouhyou_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160518kouhyou_1.pdf</a>)</p> <p>【測定指標6】 医療機関ネットワーク参画機関一覧 (<a href="http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130617safety_2.pdf">http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130617safety_2.pdf</a>)</p> <p>【測定指標6, 10】 子どもを事故から守る！プロジェクト (<a href="http://www.caa.go.jp/kodomo/">http://www.caa.go.jp/kodomo/</a>)</p> <p>【測定指標7】 事故情報データベースシステム (<a href="http://www.jikojo.go.jp/ai_national/">http://www.jikojo.go.jp/ai_national/</a>)</p> <p>【測定指標12～14】 リコール情報サイト (<a href="http://www.recall.go.jp/">http://www.recall.go.jp/</a>)</p> <p>【測定指標15】 消費者安全調査委員会 報告書/経過報告書/評価書 (<a href="http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html">http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html</a>)</p> <p>【測定指標17】 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション (<a href="http://www.caa.go.jp/jisin/r_index.html#ris-top">http://www.caa.go.jp/jisin/r_index.html#ris-top</a>)</p> <p>【測定指標19】 製造物責任(PL)法による訴訟情報の収集 (<a href="http://www.caa.go.jp/safety/index19.html">http://www.caa.go.jp/safety/index19.html</a>)</p>

担当部局名	消費者安全課	作成責任者名	消費者安全課長 野田 幸裕	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--------	--------	------------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-⑧)

施策名	消費者取引対策の推進					
施策の概要	<p>消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分(業務停止命令・指示)などを厳正に行うとともに、第190回国会において成立した「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」について、施行に向けて必要な準備を行う。また、平成24年の特定商取引法改正法附則を踏まえ、同法の施行状況について検討を開始する。</p> <p>また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ(以下「ISP」という。)や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。</p> <p>このほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。)に基づく表示等に関する規制・制度を運用する。</p>					
達成すべき目標	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行うこと等により、消費者保護を十分に確保する。</p> <p>また、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	234	231	304	306
		補正予算(b)	-4	-5	39	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	230	226	342	
執行額(百万円)	213	204	304			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 1(1)⑥、3(1)①、3(1)②、3(2)⑬、3(3)①、3(3)②、3(4)⑨					

測定指標	1 危険ドラッグの通信販売サイトに対する特定商取引法の執行状況(危険ドラッグの通信販売サイトに対する行政指導(通報)件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		危険ドラッグの通信販売サイトであって、特定商取引法上の表示義務に違反していたサイトの販売事業者に対し、行政指導(通報)を行い、是正や閉鎖が確認され、消費者保護が図られた。			平成28年度	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	引き続き、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講じるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。	
			142	0		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		171	5	10		
測定指標	2 特定商取引法執行状況(国及び都道府県の行政処分件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		特定商取引法の規定に基づき、行政処分を行い、悪質事業者による被害拡大防止等が図られた。			平成28年度	○
		(国実績)			引き続き、国と都道府県が協力、連携して、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行う。 また、都道府県の執行体制の充実を図るために、研修等を通じて執行の経験やノウハウの共有を図り、国と都道府県の連携による調査・処分を実施する。	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		43	40	21		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		40	34	28		
		(都道府県実績)				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		82	81	97		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		55	50	34		
(参考指標)	預託法執行状況(国の行政処分件数)	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		0	0	0		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		0	0	4		

	施策の進捗状況(実績)	目標			達成
		平成28年度			
3 改正特定商取引法の施行に向けた準備状況	全国各地の消費者行政ブロック会議等において、改正法の内容について説明(8回)を行ったほか、関係政省令の改正に着手した。	改正特定商取引法の施行(平成29年12月2日までの政令で定める日)に向けて、消費者委員会の答申で提言された事項等も含めて、政省令等の検討等を行う。			○
		平成28年度			
4 平成24年の特定商取引法改正法の施行状況の検討	訪問購入に関する業界団体(3団体)から、訪問購入の現状等についてヒアリングを行うとともに、平成24年の特定商取引法改正法の施行状況の検討を行った。	平成24年の特定商取引法改正法附則を踏まえ、同法の施行状況について検討を開始する。			○
		平成28年度			
5 特定商取引法施行令(特定継続的役務)の美容医療追加に向けた検討状況	対象となる役務の範囲等について、医療関係団体(6団体)との意見交換を行うとともに、関係政省令の改正に着手した。	消費者委員会の答申等の意見を踏まえつつ、特定継続的役務提供として規制対象となる美容医療契約の内容等について検討を行う。			○
		平成28年度			
6 不適切な広告の改善に向けた通信販売事業者等に対する特定商取引法の執行状況(通信販売事業者に対する行政指導(通報)件数)	通信販売事業者に対する不適切な広告の改善を行うため、通信販売事業者等に対する行政指導(通報)を行い、消費者保護が図られた。			引き続き、通信販売事業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対して、違法な電子メール広告等の情報を提供し、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促すことにより、消費者保護を十分に確保する。	○
	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
	1,742	1,571	1,505		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	1,150	1,083	1,019		
7 特定電子メール法の厳正な執行(行政指導(通報)の件数及び行政処分(措置命令)の件数)	平成28年度の行政処分はゼロ件であったが、行政指導の段階で、事業者に対し迷惑メールの送信を止めさせることができたなど、一定の成果があった。			引き続き、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。	○
	(行政指導)				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
	5,025	5,495	4,060		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	3,618	3,388	3,409		
	(行政処分)				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
10	8	7			
平成26年度	平成27年度	平成28年度			
7	7	0			
8 模倣品の通信販売サイトに対する特定商取引法の執行状況(模倣品の販売事業者に対する行政指導(通報)件数)	模倣品の通信販売サイトであって、特定商取引法上の表示義務に違反していたサイトの販売事業者に対し、行政指導(通報)を行い、消費者保護が図られた。			特定商取引法に違反しているおそれのある模倣品の販売事業者に対し、適切な措置を講じ、消費者保護を十分に確保する。	○
	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
	/	/	/		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	/	80	160		

測定指標

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	目標達成 全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。		
	施策の分析	<p>(実績値が減少した測定指標)</p> <p>測定指標2について、平成28年度は、高齢化の進展や悪質事業者の手口の巧妙化・複雑化等に効果的、効率的に対応すべく、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害の恐れのある重大事案に重点的に取り組み、法と証拠に基づいて厳正かつ適切に対処した。また、行政処分件数については、特定商取引法に基づく処分件数は前年度比で減少したが、消費者庁発足後初となる預託法による行政処分を行った結果、国による行政処分件数全体では前年度とほぼ同じであった(34件→32件)。更に、都道府県の自治事務である特商法執行業務との連携を進めるため、都道府県と共同の立入検査や共同の行政処分(平成28年度3事業者。前年度は2事業者)などの取組を行った。この結果、消費者被害の拡大を適切に防止することができた。以上を踏まえ、目標達成とした。</p> <p>測定指標6について、平成28年度は、関連システムの更改のために1か月間システムを休止したため、通信販売事業者に対する行政指導(通報)の全体件数は前年度比で微減したが、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月 薬物乱用対策推進会議)、「知的財産推進計画2016」(平成28年5月 知的財産戦略本部)といった政府全体の方針に従い、政府の重要課題である模倣品及び危険ドラッグへの対応を重点的に行った。具体的には、測定指標8(測定指標6の内数)のとおり、模倣品を販売していると疑われる通信販売サイトに対し、前年度の倍となる160件の行政指導を実施した。本措置を含めた政府の取組み等によって、国内のショッピングモールサイトにおける模倣品流通の割合は低い状況と推定されている(推定汚染率3.9%)。「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(2017年6月 政府模倣品・海賊版対策総合窓口)。また、測定指標1(測定指標6の内数)のとおり、危険ドラッグの通信販売サイトに対しても、引き続き、行政指導を行うとともに、厚生労働省への情報提供等を実施しており、平成28年度末までに対応を行った通販サイトは全て閉鎖又は是正されている。以上を踏まえ、目標達成とした。</p> <p>測定指標7について、平成28年度の特定電子メール法に基づく行政処分の実績はなかったが、法違反が疑われる送信者に対する行政指導(警告メール)を3,000件以上送信するなどの取組を実施するとともに、違法性が確認された13,000件以上のメールに関する情報を送信元ISP(インターネット・サービスプロバイダー)に通知することにより、送信元ISPにおいて迷惑メール送信回線の利用停止措置を講ずる等の自主的な取組を促した。これらの取組の結果、国内ISPの扱う迷惑メール数・割合は減少傾向にある(電気通信事業者10社の協力により、総務省取りまとめ)。以上を踏まえ、目標達成とした。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>達成手段(1)「消費者取引の対策に必要な経費」によって、高齢化の進展や悪質事業者の手口の巧妙化・複雑化等に効果的、効率的に対応すべく、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害のおそれのある重大事案に重点的に取り組み、法と証拠に基づいて厳正かつ適切に対処した。また、悪質事業者への対応強化に必要な措置を盛り込んだ改正特定商取引法は、平成28年5月に成立、同年6月に公布されたところ、同費用により、平成29年12月までの施行に向けた関係政省令の改正等必要な作業を進め、一定の美容医療契約の規制対象への追加を含む改正政省令は平成29年6月30日に公布された。さらに、訪問購入規制に係る平成24年改正特定商取引法の施行状況の検討については、関係団体へのヒアリング等を行った上で、検討結果及び所要の対応策をまとめ、平成29年6月に消費者委員会に報告した。以上の点に鑑みれば、本達成手段は、効果的かつ効率的に取引の公正の確保及び消費者保護に寄与したものと考えられる。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>取引の公正の確保及び消費者の利益の保護を図るため、引き続き特定商取引法及び預託法等の厳正な執行を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p>1、2、6、7、8について、引き続き厳正な執行を行っていく。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>・測定指標2について、「目標」に国と都道府県の連携による調査・処分を実施することが記載されているところ、都道府県の執行件数の推移についても一定の説明責任が果たされるべきである。(平成29年7月10日消費者庁行政事業レビュー外部有識者会合・政策評価有識者懇談会)</p> <p>→指摘を踏まえ、施策の分析において、国と都道府県の共同処分件数等の連携状況について記載を充実させた。</p> <p>・測定指標6、7について、不適切な広告や迷惑メールは世の中に依然として多数存在しており、消費者にとって望ましい状態が実現できているとは言えない。一方で行政指導等の件数は右肩下がりになっている。それにもかかわらず「目標達成」とするのであれば、消費者庁の施策によって、消費者にとって望ましい状態に近づけていることを客観的に説明すべきではないか。(平成29年7月10日消費者庁行政事業レビュー外部有識者会合・政策評価有識者懇談会)</p> <p>→施策の分析において、消費者庁の施策及び政府全体の取組として、模倣品及び危険ドラッグへ重点的に対応したこと並びにその効果を一層詳細に説明するとともに、迷惑メールが減少傾向であることを示す調査結果等を追記した。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標2】</p> <p>特定商取引法違反に基づく処分件数の推移及び処分事業者一覧の公表について(平成29年4月20日現在)</p> <p><a href="http://www.no-trouble.go.jp/pdf/20170420ac01.pdf">http://www.no-trouble.go.jp/pdf/20170420ac01.pdf</a></p>				
担当部局名	取引対策課	作成責任者名	取引対策課長 佐藤 朋哉	政策評価実施時期	平成29年8月

# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-⑨)

施策名	消費者表示対策の推進																																					
<p>施策の概要</p>	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、                      ①不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。                      また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。                      ②住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)に基づく住宅性能表示基準の普及啓発を図る。                      ③家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。                      また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。                      ④いわゆる健康食品を含めた食品の表示及び広告の適正化を図る。また、関係機関の連携による食品表示の監視及び取締りを行う。                      ⑤消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の規定に違反するおそれのある表示を監視し、同法の規定に違反する行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処する。</p>																																					
<p>達成すべき目標</p>	<p>①景品表示法違反行為を行う事業者に対し行政処分を行うなど法を適切に運用することや、同法を遵守するよう普及・啓発を行うこと、また、公正競争規約の活用が行われるよう運用団体を支援することなどにより、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する行為を排除し、一般消費者の利益を保護する。                      ②住宅性能表示制度を普及・啓発することで、消費者における同制度の認知度を高めるとともに同制度の利用を促し、住宅の購入や建て替えを行う際の消費者の利益を保護する。                      ③家庭用品の品質表示について、事業者に対し表示の改善を指示するなど法を適切に運用することや、規程等を社会のニーズに応じて改正することにより、消費者の身近にある家庭用品の品質表示を適正化し、家庭用品を購入・利用する消費者の利益を保護する。                      ④いわゆる健康食品等の監視等を適切に実施し、関係機関との連携を通じて効果的かつ効率的な執行を行い、一般消費者の利益を保護する。                      ⑤消費税転嫁対策特別措置法を効果的かつ効率的に執行を行い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。</p>																																					
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="389 1032 687 1061">区分</th> <th data-bbox="691 1032 895 1061">平成26年度</th> <th data-bbox="898 1032 1102 1061">平成27年度</th> <th data-bbox="1106 1032 1310 1061">平成28年度</th> <th data-bbox="1313 1032 1536 1061">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 1066 491 1196" rowspan="4">予算の状況 (百万円)</td> <td data-bbox="494 1066 687 1095">当初予算(a)</td> <td data-bbox="691 1066 895 1095">154</td> <td data-bbox="898 1066 1102 1095">163</td> <td data-bbox="1106 1066 1310 1095">202</td> <td data-bbox="1313 1066 1536 1095">188</td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1099 687 1128">補正予算(b)</td> <td data-bbox="691 1099 895 1128">-4</td> <td data-bbox="898 1099 1102 1128">-4</td> <td data-bbox="1106 1099 1310 1128">-0</td> <td data-bbox="1313 1099 1536 1128"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1133 687 1162">繰越し等(c)</td> <td data-bbox="691 1133 895 1162">50</td> <td data-bbox="898 1133 1102 1162">-</td> <td data-bbox="1106 1133 1310 1162">-</td> <td data-bbox="1313 1133 1536 1162"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1167 687 1196">合計(a+b+c)</td> <td data-bbox="691 1167 895 1196">201</td> <td data-bbox="898 1167 1102 1196">159</td> <td data-bbox="1106 1167 1310 1196">201</td> <td data-bbox="1313 1167 1536 1196"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="389 1200 687 1229">執行額(百万円)</td> <td data-bbox="691 1200 895 1229">107</td> <td data-bbox="898 1200 1102 1229">112</td> <td data-bbox="1106 1200 1310 1229">135</td> <td data-bbox="1313 1200 1536 1229"></td> </tr> </tbody> </table>					区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	154	163	202	188	補正予算(b)	-4	-4	-0		繰越し等(c)	50	-	-		合計(a+b+c)	201	159	201		執行額(百万円)		107	112	135	
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																	
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	154	163	202	188																																	
	補正予算(b)	-4	-4	-0																																		
	繰越し等(c)	50	-	-																																		
	合計(a+b+c)	201	159	201																																		
執行額(百万円)		107	112	135																																		
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 2(1)①、2(1)②、2(1)③、2(2)①、2(2)②、2(3)②、2(3)③</p>																																					

測定指標	1 景品表示法執行状況 (行政処分件数及び行政指導件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年度は、景品表示法に基づき、措置命令を27件、課徴金納付命令を1件行った。また、行政指導を138件行った。			平成28年度	
		措置命令の件数				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		28	37	45		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		30	13	27		
		課徴金納付命令の件数				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
				1		
		行政指導の件数				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
			265	373		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		294	178	138		
(参考指標)	都道府県における景品表示法執行状況(都道府県における措置命令件数)	施策の進捗状況(実績)			引き続き、景品表示法を厳正に執行する。	○
		平成28年度は、都道府県において景品表示法に基づく措置命令を1件行った。また、都道府県における景品表示法の執行力強化を目的とする景品表示法ブロック会議を平成28年度において2回開催した。				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		0	3	1		
	景品表示法に基づく課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分状況(処分件数)	施策の進捗状況(実績)				
		平成28年度は、景品表示法に基づく課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分を3件(認定2件、不認定1件)を行った。				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
				3		
測定指標	2 景品表示法説明会への講師派遣状況(講師派遣件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		事業者団体、消費者団体等からの講師派遣の求めに応じて講師を派遣することで、景品表示法の普及啓発を行った。			平成28年度	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	引き続き、景品表示法の説明会へ講師を派遣するなどして、同法の普及啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。	○
		121	97	150		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		201	151	153		



測定指標	3 公正取引協議会等の活動への講師派遣状況(講師派遣件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
		公正取引協議会等からの求めに応じて講師を派遣することで、景品表示法の普及啓発を図るとともに、公正競争規約が円滑かつ適正に運用されるよう公正取引協議会等の活動への支援を行った。			平成28年度	引き続き、公正取引協議会等の活動への講師派遣などを通じ、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう支援する。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度			
		18	13	17			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度			
33	30	22					
測定指標	4 家庭用品品質表示法に係る説明会への講師派遣状況(講師派遣件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
		説明会への講師派遣を行うとともに、政府広報を活用した広報活動や国民生活センター、消費生活センター、消費者団体及び自治体に対し、洗濯表示に関するポスター、リーフレット、すごろく、かるた及びDVDの配布を行うことにより、新しい洗濯表示を含め、家庭用品品質表示法に係る普及啓発を行った。 さらに、府令及び4つの告示を改正し、指定品目の見直しや品目の追加を行った(平成29年3月30日公布、同年4月1日施行。ただし、新たに追加された品目についての改正は平成30年4月1日施行。)			平成28年度	引き続き、消費者にとって正しく分かりやすい表示内容とするため、家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準についての検討を行う。 平成28年12月の新しい洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程の施行に向けて、普及啓発を行う。 家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、平成27年度において取りまとめた内容を基に、消費者等の意見も踏まえつつ、平成28年度に府令及び告示の改正を行う。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度			
	20	20					
測定指標	5 住宅性能表示制度の相談対応状況(相談件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
		一般消費者等からの問合せ等に対して、住宅品質確保法の解説やウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及・啓発を行った。			平成28年度	引き続き、住宅性能表示制度の普及啓発を促進する。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度			
	3	1					
測定指標	6 インターネットにおける健康食品の広告の改善要請(改善要請後の改善率及び改善要請件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
		インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視(インターネット上の文言を検索するシステムを用いてキーワードによる無作為検索により監視)を実施し、平成28年度において372事業者、468商品に対する改善要請を行い、要請を行った全ての商品について改善が行われた。			平成28年度	引き続き、インターネットにおける健康食品等の監視等を適切に実施する。	○
		改善要請後の改善率					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度			
		100%	100%	100%			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度			
		100%	100%	100%			
		改善要請件数					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度			
		424	559	342			
平成26年度	平成27年度	平成28年度					
48	162	468					

		施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成28年度				
測定指標	7 関係法令(食品表示法等)に基づく措置の実施状況(措置件数)	食品表示法違反に対し、国及び都道府県等において、平成28年度では指示26件、命令1件を行っている。				○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		/	/	/		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		/	30	27		
	8 食品表示連絡会議の開催状況	施策の進捗状況(実績)			引き続き、食品表示連絡会議の開催等による関係機関との連携を通じて、効果的かつ効率的な執行を行う。	達成
		平成28年8月に食品表示連絡会議を実施し、関係機関間の情報共有及び連携強化や都道府県と国の出先機関との連携促進及び情報共有の支援に努めた。				○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		/	/	/		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
/	1	1				
9 消費税転嫁対策特別措置法に基づく執行状況(指導件数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	平成28年度は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく指導を120件行った。			平成28年度	○	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	引き続き、消費税転嫁対策特別措置法を効果的かつ効率的に執行を行う。		
	/	/	1			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
170	145	120				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	目標達成 全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	<p>(実績値が減少した測定指標)</p> <p>測定指標1については、行政指導件数が前年度と比べて減少しているものの、措置命令を行うべき事案に対しては、適時適切に措置命令を行っており、措置命令件数は前年度に比べて大幅に増加しているため目標達成とした。</p> <p>測定指標3については、平成26年度に2度の景品表示法の改正が行われた影響により事業者団体等からの講師派遣依頼が平成26年度及び平成27年度において一時的に増加しているところ、平成28年度は法改正が行われる前の平成25年度以前と比べて増加しているため目標達成とした。</p> <p>測定指標5については、住宅性能表示制度の相談件数が前年度に比べて減少しているものの、住宅品質確保法の住宅性能表示制度の表示基準については国土交通省と消費者庁の共管であるが、表示基準以外の評価基準等については国土交通省が主管であるため、問合せは国土交通省に寄せられるところ。そのため、消費者庁に寄せられた相談件数は1件のみであるが、寄せられた相談に対して、住宅品質確保法の解説やウェブサイト上の資料の掲載先を丁寧に案内するなど、適切な対応を行っているため目標達成とした。</p> <p>測定指標7については、指示・命令件数が微減しているものの、前年度と同水準の指示・命令が行われ、自主的かつ合理的な食品の選択の機会が確保されたため目的達成とした。</p> <p>測定指標9については、平成27年度と比べて減少しているものの、消費税率に変更がない平成28年度においても大幅に減少することなく、指導を行うべき事案に対しては適切に執行を行っているため目標達成とした。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>達成手段(1)「消費者表示の対策に必要な経費」によって、景品表示法を始めとする当課所管法令に係る説明会への講師派遣が行われ、関係法令の積極的な普及啓発が図られるとともに、連絡会議や情報ネットワークの利活用により関係行政機関との連携が強化された。また、同経費によって、景品表示法を始めとする当課所管法令に違反する事案に対して厳正かつ迅速な執行が行われたところ。これらを踏まえると、本達成手段は、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保することを通じて、消費者の利益を保護するという本施策の実現に大きく寄与したと評価でき、かつその手段としても効率的なものであったと評価できる。</p> <p>達成手段(2)「消費税価格転嫁対策に必要な経費」によって、消費税転嫁対策特別措置法被疑事案に対する法執行に活用され、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を通じた消費者利益の保護によって、本施策の実現に大きく寄与したと評価でき、かつその手段としても効率的なものであったと評価できる。</p> <p>以上の点を鑑みれば、本達成手段は、いずれも有効的かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>引き続き景品表示法等の厳正な運用や普及啓発の取組を切れ目なく続けることが重要であるため、これらの取組を継続して行うこととしたい。</p> <p>【測定指標】</p> <p>引き続き執行件数等を指標としたい。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・都道府県に景品表示法に係る措置命令権限が移譲されたところであるが、新たな執行権限が付与されると、全体の活動量は落ち込む傾向がみられがちである。国と都道府県を合わせた全国的な執行力が充実し、活動量も引き続き充実しているということが分かるよう参考指標を工夫すると良い。具体的には、都道府県を行う指導について、その件数は正確には把握できないとしても、消費者庁によるフォローを充実させているといったことを実績として示すこととしてはどうか。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会)</p> <p>→指摘を踏まえ、修正。</p> <p>・測定指標4について、定性的に掲げている目標の幅広さに合わせて測定指標(目標の達成手法)も工夫した方が良いのではないかと。施策の進捗状況(実績)欄には、目標に対応する実績を補充して記載してほしい。また、次年度に向けては、測定指標の見出しを変更することを検討した方がよい。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会)</p> <p>→指摘を踏まえ、施策の進捗状況(実績)欄を修正。また、測定指標の見出しを変更することについて次期事前分析表作成の際に検討する。</p> <p>・測定指標5について、寄せられる相談を受動的に受け付けることのみが施策の内容となってしまうので、更なる取組を検討した方がよいのではないかと。(平成29年7月12日 消費者庁政策評価有識者懇談会)</p> <p>→指摘を踏まえ、次期事前分析表作成の際に検討する。</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標1】</p> <p>景品表示法関連報道発表資料  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/index.html#public_information">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/index.html#public_information</a>  (景品表示法関連報道発表資料欄及びその他の景品表示法関連の公表資料欄に掲載)  景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要の公表  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170414_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170414_0001.pdf</a></p> <p>【測定指標2】</p> <p>景品表示法関連報道発表資料  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/index.html#public_information">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/index.html#public_information</a>  (その他の景品表示法関連の公表資料欄に掲載)</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	表示対策課	作成責任者名	表示対策課 大元 慎二	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-------	--------	----------------	----------	---------

# 平成28年度実施施策に係る政策評価書

(消費者庁28-⑩)

施策名	食品表示の企画・立案・推進					
施策の概要	食品表示の適正化を図るため、食品表示法(平成25年法律第70号)等に基づく食品の表示を的確に企画及び運用する。					
達成すべき目標	食品表示は、食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしているため、食品表示に関する制度を適正に企画・立案・運用し、消費者の利益の増進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	180	146	193	219
		補正予算(b)	94	-2	13	
		繰越し等(c)	-96	96	-	
		合計(a+b+c)	178	241	207	
執行額(百万円)	131	240	224			
※平成27年4月に食品表示法が施行され、新たな食品表示制度の運用を開始したことに伴い、平成27年度政策評価の測定指標及び目標を一新している。						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定) 施策番号 2(3)①					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標			達成		
		平成28年度					
1 新たな食品表示制度の普及啓発(講師派遣回数)	新たな食品表示制度及び機能性表示食品制度について、全国説明会を開催するなど、消費者、事業者等に対する普及啓発を実施した。	新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図る。			○		
	平成23年度					平成24年度	平成25年度
	平成26年度					平成27年度	平成28年度
						22	74
2 食品表示制度の認知度(%)	食品表示に関する消費者意向調査事業を実施し、食品表示制度の認知度を計測した。	新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図る。			○		
	平成23年度					平成24年度	平成25年度
	平成26年度					平成27年度	平成28年度
							69.2
3 個別課題の検討(検討会等の開催回数)	インターネット販売等における食品表示については、「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」を開催し、検討を行った(平成28年度は6回開催)。加工食品の原料原産地表示については、「加工食品の原料原産地表示に関する検討会」を開催し、検討を行った(平成28年度は7回開催)。	インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について、順次実態を踏まえた検討を行う。			○		
	平成23年度					平成24年度	平成25年度
	平成26年度					平成27年度	平成28年度
						7	13

測定指標		施策の進捗状況(実績)			目標	達成
					平成28年度	
測定指標	4 機能性表示食品制度の普及啓発(講師派遣回数)	新たな食品表示制度及び機能性表示食品制度について、全国説明会を開催するなど、消費者、事業者等に対する普及啓発を実施した。			機能性表示食品制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。	○
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		/	/	/		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
		/	22	74		
	5 機能性表示食品制度の認知度(%)	施策の進捗状況(実績)			機能性表示食品制度の残された検討課題について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。	○
		食品表示に関する消費者意向調査事業を実施し、機能性食品表示制度の認知度を計測した。				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		/	/	/		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	/	/	19.2			
	6 機能性表示食品制度に係る残された検討課題の検討(検討会等の開催回数)	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
機能性表示食品に係る残された検討課題については、「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催し、検討を行った(平成28年度は8回開催)。			平成28年度	○		
平成23年度		平成24年度	平成25年度			
/		/	/			
平成26年度		平成27年度	平成28年度			
/	3	8				
7 機能性表示食品の公表件数(件数)	施策の進捗状況(実績)			機能性表示食品制度の残された検討課題について、検討を進める。	達成	
	機能性表示食品は平成28年度末までに815件公表した。					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
	/	/	/			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
/	273	542				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	目標達成 全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。
	施策の分析	<p>(実績値等が減少等した測定指標) 測定指標5について、消費者の理解度は19.2%であるが、調査開始初年度であり、機能性表示食品制度が創設されて2年目であることから、次期以降の取組による進展が期待できるため、目標達成とした。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性) 達成手段(1)「食品表示の対策に必要な経費」において、検査・分析方法や消費者意識調査等に係る調査研究事業の実施、有識者による検討会を実施することにより、食品表示に関する制度を適切に企画・立案・運用した。 達成手段(3)「新たな食品表示制度の適正化・充実に係る経費」において、平成27年度から施行された食品表示法の規定に基づく新たな食品表示制度について、適正化・充実を図るために必要な検討や調査等を実施することにより、新たな制度の円滑な施行と定着を図った。 達成手段(4)「食品表示に関する消費者向け情報提供の仕組みの運用」において、平成28年度から運用が開始された新たなデータベースにおける製造者固有記号及び機能性表示食品制度の届出情報について、消費者からアクセス可能なデータベースを運用した。 これらに鑑みれば、本達成手段は有効かつ効果的に寄与したものと考えられる。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 食品表示法に関連する表示基準等を的確に企画・運用し、引き続き、消費者利益の保護と増進を図り、表示の適正化を推進する。</p> <p>【測定指標】 測定指標1、2、3、4、6、7については、継続的に取り組むべきものであり、平成29年度以降も同様の指標を設定する予定である。 測定指標5については、引き続き、全国説明会を開催するなどを通じ、消費者への普及啓発を図る予定。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・「施策の予算額・執行額等」欄の平成26年度繰越し額の帰趨が分かるよう記載する必要があるのではないか(平成27年度執行額の外数なのであればそのことが分かるように記載する)。(平成29年7月3日消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ修正。</p> <p>・測定指標1と4、2と5は、実績値を算出する基となる取組(全国説明会・消費者意向調査事業)が共通している。これは、「新たな食品表示制度」の一つとして「機能性表示食品制度」が位置付けられるためであるが、次年度以降は、このことが分かりやすいように目標設定をしてはどうか。(平成29年7月3日消費者庁政策評価有識者懇談会) →指摘を踏まえ、次期事前分析表の作成時に反映する。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標2、5】 平成28年度食品表示に関する消費者意向調査 <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2016/">http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2016/</a></p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	食品表示企画課	作成責任者名	食品表示企画課長 赤崎 暢彦	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------